

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 23 回委員会年次会合報告書

2016 年 10 月 13 日

第 23 回委員会年次会合報告書

2016 年 10 月 13 日

議題項目 1. 開会

1.1 開会の辞

1. 第 23 回委員会年次会合の議長としてトニ・ルチマット博士（インドネシア）が、副議長として太田慎吾氏（日本）が承認された。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。

1.2 議題の採択

3. 議題は別添 1 のとおり採択された。
4. 参加者リストは別添 2 のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 23 回委員会会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 24 の議長及び副議長の選出並びに開催地の選定

6. CCSBT 24 は、インドネシアで開催される。
7. インドネシアは、CCSBT 24 の議長を指名する予定である。南アフリカは、副議長を指名する予定である。

議題項目 4. その他の事項

8. 委員会は、事務局長の契約更改に関する拡大委員会の審議について検討し、ロバート・ケネディ氏の事務局長としての契約を 3 年間延長することに合意した。前例に従い、契約満了の遅くとも 3 ヶ月前までに、委員会議長が延長契約書に署名することが合意された。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は、閉会期間中の意志決定プロセスを通じて、電子的手段により 2016 年 10 月 17 日に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第23回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題

第 23 回みなみまぐる保存委員会年次会合

1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定の承認
3. CCSBT 24 の議長及び副議長の選出並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第23回みなまぐろ保存委員会 年次会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISSION CHAIR								
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	truchimat@yahoo.com
EXTENDED COMMISSION CHAIR								
Hong-Yen	HUANG	Mr	Deputy Director-General	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 10070, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2383	886 2 2332	hangyen@msl.f.a.gov.tw
ASSISTANT TO EXTENDED COMMISSION CHAIR								
Wei-Yang	LIU	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14 Wenzhou St., Da'an Dist. Taipei City 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23680	886 2 23686	weiyang@ofdc.org.tw
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr		AUSTRALIA				fmeere@aapt.net.au
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr		NEW ZEALAND				annala@snap.net.nz
MEMBERS								
AUSTRALIA								
David	WILLIAMSON	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272	61 2 2100	david.williamson@agriculture.gov.au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272	61 2 4277	ilona.stobutzki@agriculture.gov.au
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272	61 2 5863	gordon.neil@agriculture.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271	61 2 6306	neil.hughes@agriculture.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	Australia PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5066, Australia	61 419 840 299		austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 8 9335 5499		terryromaro@aol.com

INDONESIA

Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Assistant Deputy Director of Sub-Directorate of Fish Resources Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	novia_dkp@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com

JAPAN

Shingo	OTA	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shingo_ota810@maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp
Shingo	FUKUI	Mr	Assistant Director	Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	shingo_fukui280@maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	takeru_iida150@maff.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Nabi	TANAKA	Ms		Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Shingi	KOTO	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Offices, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	koto-shingi@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Councilor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Takaaki	ANDO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Yoshiyuki	HAMADA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047	81 3 3294 9633	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
NEW ZEALAND								
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	PO Box 19747, Avondale, Auckland 1746, New Zealand	64 09 820 7686		arthur.hore@mpi.govt.nz
Shelton	HARLEY	Dr.	Manager, Fisheries Science	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 04 894 0857		shelton.harley@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Manager, HMS Team	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 04 819 4654		dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr.	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18 901, Wellington 6160, New Zealand	64 04 439 8547		alex.jebson@mfat.govt.nz
REPUBLIC OF KOREA								
Jeongseok	PARK	Mr	Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	30110 Government Complex Sejong, 94, Dasom2-Ro, Sejong Special Self-governing City, Korea	82 442 005 347	82 442 005 379	jeongseok.korea@gmail.com
Zanggeun	KIM	Dr	Policy Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	30110 Government Complex Sejong, 94, Dasom2-Ro, Sejong Special Self-governing City, Korea	82 442 005 339	82 442 005 379	zgakim5676@gmail.com
Junghoon	HWANG	Mr	Manager	Dongwon Fisheries. CO.,LTD.	#569-34, SINPYUNG-DONG, SAHAGU. Busan, Korea	82 106 680 2871	82 504 849 8118	jhh@dwsusan.com
Boram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries CO., LTD.	7F,68 Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2589 4074	82 2589 4397	polo7321@dongwon.com
Jihun	JANG	Mr	General Manager	Sajo Industries CO., LTD.	107-39, Tongil Ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 232 771 651	82 2365 6079	skiff@sajo.co.kr
Hojeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2589 1613	82 2589 1630	jackiejin@kosfa.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
SOUTH AFRICA								
Siphokazi	NDUDANE	Ms	Director General	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Roggebaai 8012 Republic of South Africa			SiphokaziN@daff.gov.za
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag x2 Roggebaai 8012 South Africa	27 21 402 3018	27 21 402 3618	QayisoMK@daff.gov.za
Trevor	WILSON	Mr	Chairman	South African Long Line Tuna Association	PO BOX 6030 Roggebaai 8001	27 21 372 1100	27 21 371 4900	chairman@satla.co.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	South African Long Line Tuna Association	PO BOX 6030 Roggebaai 8001	27 21 790 5019	27 21 790 6783	secretary@satla.co.za
Don	LUCAS	Mr	member	South African Long Line Tuna Association	PO BOX 6030 Roggebaai 8001	27 21 531 1960	27 21 531 1959	Don@tunasa.co.za
OBSERVERS								
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 89987 395	shiuling@msl.f.a.gov.tw
Nien-Tsu	HU	Dr.	Professor	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan (R.O.C.)	886 7 52557 99	886 7 52561 26	omps@mail.nsysu.edu.tw
Wan-Tze	CHEN	Mrs.	Section Chief	Ministry of Foreign Affairs	2, Kaitakelan Blvd., Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 526	886 2 23617 694	wtgchen@mofa.gov.tw
Ya-Hui	WANG	Mrs.	Secretary	Ministry of Foreign Affairs	2, Kaitakelan Blvd., Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 528	886 2 23617 694	yhwang@mofa.gov.tw

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
I-Lu	LAI	Ms. Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 895	886 2 89987 395	ilu@ms1.f.a.gov.tw
Sheng-Ping	WANG	Dr. Professor	National Taiwan Ocean University	2 Pei-Ning Road, Keelung 20224, Taiwan (R.O.C.)	886 2 24622 192	886 2 24636 834	wsp@mail.ntou.edu.tw
Yu-Ling	LIN	Ms. Executive Secretary	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan (R.O.C.)	886 7 52557 99	886 7 52561 26	lemma@mail.nsysu.edu.tw
Sheng-Ming	HUNG	Mr. Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14 Wenzhou St., Da'an Dist. Taipei City 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	allen@ofdc.org.tw
Wen-Jung	HSIEH	Mr. President	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 83121 51	886 7 84175 19	wenjung@tuna.org.tw
Yin-Ho	LIU	Mr. Chairman of IOOC of TTA	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr. Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw
Jia Huey	HSU	Ms. PhD Candidate	School of Government, Victoria University of Wellington	Level 8, Rutherford House, 23 Lambton Quay, P.O. Box 600, Wellington, New Zealand.	64-4-463-6859		jessica.hsu@vuw.ac.nz

HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL

Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 439 568 376	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
----------	--------	----	-------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------	----------------	-----------------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
TRAFFIC								
Joyce	WU	Ms	Senior Programme Officer	TRAFFIC	3F, No. 92, Lane 106, Section 3, Bade Road, Taipei 106, Taiwan	886 2 2579 5826	886 2 2576 6036	Joyce.Wu@traffic.org
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg., 3-1-14, Shiba, Minato-ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org
INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会

別添 3

第 23 回みなみまぐろ保存委員会年次会合 に付属する拡大委員会報告書

2016 年 10 月 10－13 日

台湾、高雄

第 23 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2016 年 10 月 10－13 日

台湾、高雄

議題項目 1. 開会

1.1. 第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. 黄鴻燕氏（台湾）が CCSBT 23 に付属する拡大委員会の議長を務めることが確認され、議長は会合へのメンバー及びオブザーバーからの参加者を歓迎した。議長は、CCSBT メンバーとしては最初の拡大委員会への参加となる南アフリカを特に歓迎した。
2. 台湾行政院農業委員会漁業署長である陳添壽氏は、会合に対する歓迎の言葉を述べた。
3. メンバー及びオブザーバーは、会合に参加するそれぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

4. 議題に修正が加えられ、別紙 2 のとおり採択された。また、議題 8 において、地域的な経済統合のための機関（REIO）及び漁業主体の委員会への参加を可能とするための条約改正案に関し、円卓会議式の最初の議論を行うことが合意された。
5. 会合に提出された文書リストは別紙 3 のとおりである。
6. 議長は、会合の日程及び財政運営委員会（FAC）に関するアレンジメントについての概要を述べた。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

7. 拡大委員会（EC）のメンバーによるオープニング・ステートメントは別紙 4 のとおりである。

1.3.3. オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙 5 のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

9. 事務局は会合に対し、文書 CCSBT-EC/1610/04 として事務局からの報告書を提出した。会合は、報告された事務局による活動について留意した。
10. ニュージーランドは、データベースのシステムを最新化すること、並びに太平洋共同体（SPC）によるデータベース開発の成果を活用するという事務局のアプローチを支持すると述べた。
11. 拡大委員会は、事務局長の CCSBT との契約が 2017 年 10 月 30 日に満了となることに留意するとともに、委員会に対し、ケネディ氏の事務局長としての契約を同日からさらに 3 年間延長することを勧告した。

議題項目 3. 財政及び運営

12. ニュージーランドのドミニク・ヴァリエー氏が財政運営委員会（FAC）議長に任命された。メンバーは、FAC へのそれぞれの参加者を指名した。
13. 事務局長は、2016 年の改訂予算案（CCSBT-EC/1610/05）、2017 年予算案及び 2018－2019 年の仮予算（CCSBT-EC/1610/06）について簡潔に説明した。
14. 事務局長は、2017 年予算案及び 2018－2019 年仮予算には拡大科学委員会の 3 年間の作業計画（ただし 2018 年の航空目視調査は除く）を実施するための予算が計上されていると述べた。二つの予算関連文書にかかる詳細な検討は、財政運営委員会（FAC）に付託された。
15. 以下の事項について検討するため、FAC が招集された。
 - 2016 年改訂予算
 - 2017 年予算案
 - 2018－2019 年仮予算

3.1. 財政運営委員会からの報告

16. 財政運営委員会（FAC）議長は、別紙 6 の FAC 報告書を説明した。報告書には、2016 年改訂予算、2017 年にかかる予算勧告、及び 2018－2019 年の仮予算が含まれる。

2016 年

17. 会合は、FAC 報告書別添 A のとおり、2016 年改定予算を採択した。

2017 年

18. 会合は、FAC 報告書別添 B のとおり、2017 年予算を採択した。

2018 年から 2019 年

19. FAC は、2018–2019 年にかかる仮予算に留意した。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

20. 議長は、遵守委員会（CC）による審議の結果について留意するとともに、メンバーに対し、各メンバーの国別報告書に関して、第 11 回遵守委員会会合（CC 11）において既に提起されたもの以外の追加的な質問を求めた。
21. 明確化を求める質問に答え、オーストラリアは、2013 年のステレオビデオに関する同国のコミットメントを再確認し、同国政府の立場が変わりはないと述べた。オーストラリアは、ステレオビデオが費用対効果が高くかつ完全に自動化されたものとならない限り、蓄養 SBT に対してステレオビデオ測定を導入しない。現在、測定の自動化に関する調査プロジェクトが進行中であり、同プロジェクトの報告書は 2016 年末に提出される見込みである。プロジェクトが完了した時点で、政府はその結果について検討し、その後の対応を決定する予定である。オーストラリアは、調査プロジェクトの報告書が利用可能となった時点でこれをメンバーに提供すること、及び調査プロジェクトが完了し、政府としての決定を下した後、可能な限り速やかに、ステレオビデオモニタリングの導入に関する政府の計画についてメンバーに通知することを約束した。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

22. メンバーのプロジェクトに関して提出された報告はなかった。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

23. 遵守委員会の独立議長であるフランク・ミーア氏は、同委員会の作業計画（パラグラフ 128 を参照）を含む CC 11 報告書について説明するとともに、生産的な会合を行った参加者に感謝した。CC 11 報告書は別紙 7 のとおりである。
24. 台湾は、国際機関たる CCSBT は UNFSA の締約国ではないことから、CC 報告書のパラグラフ 51 における「CCSBT に対して有効である」との文言の使用について疑義を呈した。ニュージーランドは、この文言について、CCSBT の保存管理措置の遵守確保を目的として、UNFSA の締約国間において UNFSA の乗船及び検査措置を適用し得ることを示す意図であったことを明確化した。
25. CC 議長は、報告書パラグラフ 133 に示した CC 11 による勧告に対する注意を喚起した。EC は、CC 11 の報告書及び勧告（ただし EC において個別に検討された以下の事項を除く）を採択した。

- 電子モニタリングに関して EC が合意した行動は、CC からの勧告において以下のとおり修正された：「2015－2017 年の遵守行動計画が提示していた電子モニタリングの導入は 2017 年には進めないこと。しかし、電子モニタリングの実施の検討について 2018－2020 年の遵守行動計画に含めること。」
 - 「事務局長からフィリピンに対し、同国が必要な報告書を提出しておらず、また主要な会合にも参加しておらず、及び同国が CNM としてのコミットメントを更改していないことを踏まえ、同国の CMN としての地位が危うくなっている旨を伝達するレターを送付する」との勧告は、議題項目 11 において検討する。
 - 「事務局長は、中国の適当な当局に対してレターを送付し、『福遠漁』船団に関する情報、特に大型流し網の使用に関してとられた措置及び SBT 漁獲物の詳細についての情報を求めること。メンバーに対しては、レター案をレビューする機会が与えられる」との勧告は、議題項目 12 において検討する。
 - 「遵守委員会は非メンバー漁獲量の推定値を提示することはできないものの、非メンバーによる SBT を主対象とする漁獲及び SBT の混獲が発生していることは明白であることについて、拡大委員会はこれに留意すること」との勧告は、議題項目 7 において検討する。
 - 「拡大委員会は、CC 11 報告書別紙 7 の大型流し網漁業に関する決議案を採択すること」との勧告は、議題項目 18 において検討する。
26. ニュージーランドは、引き続き IUU リスト決議に関する追加作業（CC 報告書パラグラフ 96 に関連）に取り組んでおり、本件に関してはその他の事項（議題項目 18）において報告すると述べた。
27. またニュージーランドは、リスクが最も高い分野に遵守上のリソースを集中させる必要があると述べるとともに、遵守の機能及びリソース配分に関する勧告を強く支持した。

議題項目 6. 拡大科学委員会からの報告

28. 拡大科学委員会（ESC）議長のジョン・アナラ博士は、文書 CCSBT-EC/1610/09 及び CCSBT-EC/1610/18 に総括された ESC 会合報告書について説明した。ESC 報告書の全体版は別紙 8 のとおりである。
29. インドネシアの漁獲物における体長組成の変化、「Added catch」シナリオの範囲、未考慮死亡量（UAM）が資源再建にどのように影響するのかが、ESC に対して EC から提示された UAM の推定値又は範囲の目的、ESC の概要と ESC 報告書との非メンバー漁獲量にかかる数字の相違点に関する ESC の説明に関し、メンバーは ESC 議長に対して多数の質問を行った。これらの質問に対し、ESC 議長は以下のとおり助言した。
- インドネシア漁業から得られた体長の中央値は、漁獲される資源の減少と一環する形で 2000 年代初頭から徐々に低下していたが、過去 4 年

においては顕著かつ急速に減少している。この原因としては、小型の SBT が出現する、より南方の統計海区 2 及び 8 においてインドネシア船団が操業しているためであると想定されている。

- 表層漁業による漁獲に対して仮定している 20 % の不確実性に加えて、UAM を考慮すべく小型漁 1,000 トン及び大型漁 1,000 トンを加えた「Added catch」シナリオは、目標までの資源再建を遅らせることとなる。
 - TAC を増加させない場合、再建目標をより速やかに達成し得るが、資源再建は UAM によっても影響を受ける。
 - ESC は、直近の検討の際、未考慮死亡量に関する妥当なシナリオとして、1,000 トン + 1,000 トン + 20% の不確実性を仮定している「Added catch」シナリオを排除することができなかった。
 - MP に関して、CPUE は統計学的手法を用いて標準化されており、及び漁獲された水域の変化を考慮している。
 - ESC は、2017 年の資源評価及び MP の両方のために、2017 年 6 月までに考え得る UAM の範囲を得る必要があり、それは EC から提供されるのが理想的である。EC がこれを提供できない場合、ESC は UAM の範囲について ESC が考え得る最良の判断に依ることとなる。ESC は、過去及び将来の両方における UAM のタイムシリーズを必要としている。
 - ESC は、EC は 2018–2020 年の TAC を設定する際に UAM を考慮する予定であること、及び 2018 年から全てのメンバー及び CNM が全ての帰属漁獲量を計上する予定であることを踏まえれば、2017 年の TAC を現行水準のままとしても資源に過度の悪影響を与えることはないとの結論に至った。
30. 非メンバーによる漁獲量は資源が再建するに連れて増加していく可能性があり、過去においても一定ではなかったことが留意されたが、特段の行動はなされなかった。このことは、クォータブロックの国別配分量が 3 年間継続されることを踏まえれば特に重要である。
31. メンバーは、OM 及び MP 試験プロセスにおいて用いられる漁獲物に関する仮定を技術的に評価することができるよう、関連する CDS データ及び市場データを利用可能にされたいとの ESC からの要請について検討した。ニュージーランドは、この点は科学的作業を遅延させてきた長年にわたる問題であり、オーストラリアは、日本が市場データを提供しない限り自国の CDS データをリリースすることに合意しないとしてきたと述べた。
32. 日本は、市場データは日本に特化したものである一方、CDS データは日本を含むすべての CCSBT メンバーから提出されているものであり、また事務局の管理下に置かれているものであるから、EC の決定によってリリース可能なものであると指摘した。このため、CDS データは、オーストラリアが要請している追加的な日本の市場データとは完全に性質が異なるものであるとした。

33. オーストラリアは、2006年の日本市場レビューの際に日本がそうしたのと同様に市場の詳細データを提供しよう、日本に対して継続的に要請してきたのであると述べた。またオーストラリアは、日本に対し、過去に日本が蓄養分析に用いたデータをリリースするよう再度要請した。
34. また日本は、CCに対して市場データを含む文書を提出しており、これをESCにも提出することができるかと述べた。オーストラリアは、CCに提出されているデータは過去に特定された要件に合致していないものと考えているが、何が提出されているのかについてレビューし、それが十分なものであったならばECで回答したいとした。
35. 一部のメンバーは、この問題について本年中に進展を見たいと考えており、科学的な観点からは二つのデータセットの間に関連はないと述べた。ニュージーランドは、日本市場のレビューについて検討し、また新たな調査設計によるプロジェクトを検討するには今が良い時期であると述べた。
36. ECは、ESC 21 報告書を承認するとともに、ESCによる勧告に留意した。

議題項目 7. 総漁獲可能量及びその配分

7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

37. 議長は、CCSBT 23 に対する年次報告書において、メンバーは合意された SBT 帰属漁獲量の共通の定義の実施状況について報告するよう要請されていると述べた。
38. すべてのメンバーは、帰属 SBT 漁獲量の実施及びこれに沿った国別配分量に対する全ての死亡要因の計上に関する進捗状況の概要を提出した。
39. オーストラリアは、2018 漁期年までに全ての死亡要因を考慮する意向を確認した。同国は、遊漁漁獲量と放流後の生残に関する調査を継続する予定である。オーストラリアの規則では、SBT が生存かつ活力ある状態でない限り、これを投棄することを禁止している。はえ縄セクターに関しては、オーストラリアは、投棄の発生をさらに監視するため、電子モニタリング画像を科学オブザーバーデータと照合している。
40. 欧州連合は、漁獲対象としても混獲種としても SBT を漁獲していないので、国別配分量に帰属する漁獲量は全くないと報告した。あるメンバーは欧州連合に対し、過去に報告があったような、クルーに対して寄付される少量の SBT といった非商業的な漁獲物を考慮するための何らかのメカニズムがあるのかどうかについて質問した。欧州連合は、近年はそのような出来事があったことを示す証拠はなく、またそうした非商業的な漁獲量を計上するためのメカニズムはないと返答した。

41. 台湾は、同国には商業的 SBT 漁業しかなく、今漁期（2016/2017 年）から自国の国別配分量に対して全ての SBT（投棄及び放流を含む）を計上する予定であると報告した。
42. インドネシアは、同国の SBT はすべて商業漁業及び沿岸零細漁業によって漁獲されたものであり、また商業漁業及び沿岸零細漁業によって漁獲された SBT はすべて標識装着された上で CDS 様式に記録され、同国の国別配分量に対して計上されると報告した。遊漁又は伝統漁業による漁獲、及び放流／投棄はないとした。このため、国別配分量に帰属しない SBT の死亡はない。従って、インドネシアの帰属漁獲量には、標識装着された上で漁獲標識様式（CTF）に記録されたすべての SBT が含まれる。
43. 日本は、SBT の放流に伴う死亡量をカバーするために 20 トンの枠を留保しており、現在の 2016/17 年漁期から試験的に 20 トンの留保を開始していると述べた。
44. 韓国は、SBT の投棄率を分析し、本年の年次報告書においてこれを提示した。帰属漁獲量の全面的な実施は 2018 年からとなる予定である。
45. ニュージーランドは、自国の国別配分量に対して既にすべての SBT 死亡要因を計上しており、オブザーバー計画を通じて、自国のアローワンスの適切性の確保に努めていると確認した。アローワンスは関連法に基づき慣習的漁獲に対しても割り当てられている一方、SBT の慣習的漁獲が実際に行われていることを示唆する証拠はないとした。
46. 南アフリカは、2016 年まで同国の国別配分量は非常に少なかったと述べた。SBT は全て水揚げされ、その他の死亡又は投棄はない。現在は国別配分量の増加を受けたので、南アフリカは、同国のオブザーバー計画を管理するためのサービス提供会社の選定を進めているところであり、このオブザーバー計画が実施に移されれば帰属漁獲量に関してより良い報告が可能になるものと考えられる。
47. EC は、これまでにメンバーによってなされた進捗を認識するとともに、各メンバーは 2018 年までにそれぞれの国別配分量に対してすべての死亡要因を計上するというコミットメントを新たにしたこと留意した。

7.2. TAC の決定

48. メンバーは 2017 年の TAC について検討し、ほとんどのメンバーは、2017 年の TAC を変更する必要はないとした ESC の勧告を受け入れた。ニュージーランドは、ESC の勧告は条件付きであると解釈しており、2018-2020 年のクオータブロックにおける非メンバーによる IUU 漁獲量に対する適切なアローワンスに合意しない限り、2017 年の TAC を確認すべきでないとした。
49. 会合は、2018-2020 年のクオータブロックにおいて非メンバーによる IUU 漁獲量を考慮するために必要な数量について検討した。一部のメンバーは、ESC 報告書における推定非メンバー IUU 漁獲量の中間点である 182.5

トンという数字は全ての非メンバー漁獲量を考慮したものではないことを認識しつつも、これが適当な数量であるとした。ニュージーランドは、ESCの推定値は他のRFMOに報告された漁獲努力量に基づく推定漁獲量を提示しているに過ぎず、この推定値では考慮されていない相当量のNCNMによるIUU漁獲量があることを示す多くの証拠があるので、この推定値は予防的なものではないとした。ニュージーランドは、非メンバーによるIUU漁獲を考慮するためには、1,000トンという数量がより適切であるとした。

50. メンバーは、MP、再建目標、資源が非常に低水準である中でTACを増加させることが適当かどうか、またTACの増加が資源のより速やかな再建を助長することになるかどうかに関して活発な議論を行った。メンバーは全体として、MP及び再建目標を過去に合意されたとおりに実施すべきであり、MPの下で資源が改善してきたことに合意した。一部のメンバーは、資源の持続可能性の観点から、特に非メンバーによるIUU漁業に関してより予防的にならねばならないとした。
51. 2017年のTACは、ESCにより確認されたとおり、管理方式による勧告に従い、引き続き14,647トンとすることが確認された。また、2017年のメンバー及びCNMに対する国別配分量も変更無しとされた。
52. 2018年から2020年にかけてのTAC及び国別配分量について、非メンバーによるIUU漁獲量の考慮も含め、活発な議論が行われた。
53. 会合は、MPによる勧告のとおり、2018-2020年の全世界のTACを17,647トンとすることに合意した。全世界のTACの範囲内において、メンバーは以下に合意した。
 - 非メンバーによるIUU漁獲量を考慮するため、306トンをストックすること
 - RMAについて、通常の10トンではなく、6トンをストックすること

7.3. 調査死亡枠

54. 議長は、ESCが委員会に対し、調査死亡枠(RMA)として、事務局文書CCSBT-CC/1610/10に列記したとおり、CCSBT電子標識放流計画に3トン、オーストラリアに対して1.7トン、日本に対して1.0トン認めるよう勧告していると述べた。
55. ECは、これらのRMAに関する要望を承認した。

7.4. TACの配分

56. インドネシアは、ECに対し、同国に対する現在の国別配分量への300トンの増加要請について検討するよう求めた。インドネシアは、この増加について2013年から要請し続けてきており、現在の国別配分量は同国の漁獲能力に対して低すぎると述べた。またインドネシアは、同国は多数の小規模漁業者を抱える発展途上国であり、SBTの回遊域内にある国で

あると述べた。最後にインドネシアは、新たなクォータ管理システムにより、漁獲量が自国の国別配分量を超過しないよう確保できるとの見解を述べた。

57. 南アフリカは、発展途上国、SBTの回遊域内にある国及びSBTに関する重要な寄港国として、ECに対し、追加的に1,000トンの追加クォータを配分することを検討するよう要請した。南アフリカは、雇用の創出及び産業の育成のために追加配分を求めており、南アフリカへの少ない配分量ゆえに国別配分量を超過してしまう可能性があるとして述べた。
58. 活発な議論の後、2018-2020年における各年のTACに関して以下が合意された。
 - SBTの漁獲がないこと、及びCCSBTへの報告書の提出又は会合への出席がなかったことを踏まえ、フィリピンの国別配分量をゼロとする。後にフィリピンへの配分を行う場合は、各メンバーから割合に応じて捻出されることとする。
 - 将来的に全世界のTACが減少する状況になった場合でも、欧州連合の国別配分量は10トン未満まで削減されることはない。
 - メンバーの国別配分量はTACの配分に関する決議に従って調整されているが、インドネシア及び南アフリカについてはこの数量より大きくなっている。メンバーに対する新たな国別配分量、及びこれに対応するノミナル漁獲量の割合は、下表1の「(1)」欄及び「(2)」欄のとおりである。
 - 日本は、2018-2020年のクォータブロックにおいて、インドネシアに対して21トン、南アフリカに対して27トンを自主的に提供する。この自主的提供は表1の「(3)」欄に反映されている。2021年以降の国別配分量の検討の際は、日本の基本となる数量は6,165トンとなる。

表1：2018-2020年におけるメンバーに対する国別配分量（SBTのトン数）

メンバー	(1) 新たな 国別配分量	(2) ノミナル漁獲量 の割合	(3) 有効 漁獲上限
日本	6165	0.355643	6117
オーストラリア	6165	0.355643	6165
ニュージーランド	1088	0.062779	1088
韓国	1240.5	0.071568	1240.5
台湾	1240.5	0.071568	1240.5
インドネシア	1002	0.057785	1023
欧州連合	11	0.000628	11
南アフリカ	423	0.024387	450

59. 2018-2020年のTAC及び国別配分量の決定に関して、ニュージーランドは、SBT資源の持続可能性よりもメンバーの国別配分量に重きが置かれており、特に未考慮の非メンバーによるIUU漁獲にかかる明白な証拠が無視されていることに対する懸念を述べた。さらにニュージーランドは、2018-2020年の国別配分量の中で、メンバーが全ての漁獲量を適切に計上することに対する同国の期待を繰り返し述べた。
60. 欧州連合は、ECがTAC及び国別配分量に関して合意に達したことへの満足感を示した。他方で欧州連合は、TAC及び国別配分量に関する意志決定の際の最優先事項は、関連する資源の高い水準での持続可能な管理を維持することであると強調した。このことに関して、欧州連合は、CCSBT 23がSBTのTACに関する意志決定を行う際、未報告漁獲量に関するリスク、特に非メンバーによるSBT漁業活動及びIUU漁獲量に関するリスクを全面的には考慮しなかったとして遺憾の意を表明した。さらに欧州連合は、クォータを増加させたいという一部のメンバーによる正当な要請及び権利に対応するための国別配分量に合意することが重要であった旨を強調した。しかしながら、この合意は、持続性を犠牲にし、SBTの十分な管理を危険にさらす形ではなされるべきではない。結論として欧州連合は、全てのメンバーに対し、将来においてTAC及び国別配分量に関する決定を行う際、持続性を強化するためにより予防的な立場をとるよう奨励した。
61. HSIは、軽率なTACの増加に対するニュージーランドの持続可能性に関する懸念を共有し、さらにECに対して、SBT漁業の中でIUU漁業を取り扱うための包括的なアプローチに関する助言（管理方式のためにオペレーティング・モデルに含める遵守パラメータの開発及び数値の特定を求めるESCへの助言を含む）を行うようCC 12に求めることを勧奨した。
62. TRAFFICは、TACに関する議論のほとんどが全体会合ではなく代表団長会議において行われたことに失望の意を表明した。SBT資源は現在も極めて低水準にあると推定されており、ECは、再建目標の達成確率に影響を与え得る不確実性を最小限にしなければならない。TRAFFICは、ECに対し、今後3年間において非メンバーによるIUU漁獲に関するさらなる情報が明らかになった場合には、これを例外的状況として、非メンバーによるIUU漁獲量を2018-2020年の年間TACから差し引くことを勧奨した。
63. オーストラリアは、議論に対する建設的な対応について全てのメンバーに感謝した。オーストラリアは、バランスのとれた結論に達することができた一方で、そのような結論に達することの一助となるようなECの手續きに関する合意されたアプローチ又はガイドラインがないために、明らかに賛否両論がある議論の解決がより難しいものとなったと述べた。オーストラリアは、この問題についてさらに検討し、事務局を通じて、ECに対して何らかの提案を行う考えである。

議題項目 8. CCSBT 戦略計画

64. 事務局は、現行の CCSBT 戦略計画及び 5 年間の行動計画に関する背景情報を提示した文書 CCSBT-EC/1610/11 を説明した。これに関する議論では、2016 年の行動事項であって他の CCSBT 会合及びその議題項目における検討対象となっていなかった 7 つの行動事項、並びに八つ目の事項として、REIO 及び漁業主体が CCSBT の委員会メンバーとなることができるようにするための CCSBT の条約改正案について検討するための「円卓会議」を行うという EU からの要請に重点が置かれた。

他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善することができるよう、商業上の機密とされている科学データの共有を奨励するため、これらのデータに関する規則をレビューする

65. EC は、CCSBT の「CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」の修正にかかるオプションについて検討した。メンバーは、適切なデータセットを共有できるようにするとともに、修正案を CCSBT 24 による検討に付することができるよう、事務局が CCSBT のデータの各タイプごとに割り当てられたリスク区分にかかるレビューを行うべきことに合意した。

各補助機関における議長のアレンジメントがより一環したものとなるよう、CCSBT の各補助機関又は諮問機関の議長に関する取決めをレビューする

66. オーストラリアは、CCSBT 補助機関における議長に関する取決め案を提案した文書 CCSBT-EC/1610/20 を説明した。
67. メンバーは提案された内容、特に議長に求められる独立性の程度に関して検討を行った。一部のメンバーは、政府の関連政策を変更し得る当局の地位にない者であれば、メンバーの政府に雇用されている者であっても独立議長として適当と考え得ることに合意した。また、メンバーの政府に雇用されている者が議長の役割に適任であると考えられる場合、費用面でのメリットがある可能性が留意された。
68. 一部のメンバーは、政府職員又は公務員が CC 議長になることを認めないのは異常に感じると述べた。このことに関して、CCSBT の CC 議長は独立かつ報酬を受け取る立場であるのに対し、複数の他の RFMO では、CC 議長はメンバー国から無償で任命されていることが留意された。
69. あるメンバーは、ESC 議長に対して現在適用されている例外的な状況（「…メンバーが適格な個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く」）が新たな独立性に関するクライテリア案に含まれていないことを指摘し、これを追加するよう提案した。本提案に対する反対意見はなかった。
70. 会合は、先のパラグラフで言及されたとおりに ESC 議長の任命に関する例外的状況を追加することを含め、補助機関における議長に関する取決めに関するさらなる修正案について検討した。

71. 欧州連合及び日本は、CCSBTの議長の任命に関して確立されてきた枠組みの中で、提案された取決め案を受け入れることができると述べた。しかしながら、欧州連合及び日本は、他のRFMOにおいてはメンバーの公務員が補助機関の議長として任命されることは普通であると指摘した。この文脈において、メンバーの公務員が特にCC/CCWGの議長となることを可能にすることにより、費用の節約が期待できる。
72. 会合は、別紙9のとおり、CCSBT補助機関における議長に関する取決めに合意した。
73. 会合は、2017年5月に満了となるESC議長（アナラ博士）との現行の契約に関して議論した。現ESC議長との契約を1年間延長すること、及び同時にCCSBT23の後の3年間（2018年半ばから2020年半ばまで）に対応するESC議長の任命プロセスを開始することが合意された。
74. 事務局長は、直近のCC議長（ミア氏）との契約に関して、次期議長の契約期間を元々のCC議長の契約期間と重複する形としたこと、これにより引継ぎプロセスの一環として次期議長がCC10に出席することが可能となり有益であったことを説明した。
75. さらに事務局長は、現在のESC議長との契約の1年延長は予算上の影響がないこと、及び時期ESC議長を現ESC議長とともにESCに出席させる場合、概算で約15,000ドルの追加費用が見込まれることを説明した。
76. 会合は、本件については予算に計上されていなかったことに留意した。しかしながら、事務局長に対し、必要に応じて事務局の預金を使用し、これを支出する許可が与えられた。

拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する

77. メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先の探求に関して、事務局は、依存する主要な資金調達先のタイプに関して10機関のRFMOへの調査を行った結果を報告し、以下を指摘した。
 - 8機関のRFMOにおいて、メンバーからの分担金及び内部資金が主要な資金調達先となっており、4機関のRFMOではこれが資金の95%以上を占めていた。
 - CCAMLR及びICCATでは、サービス及び漁業許可にかかる料金が収入上の重要な調達先となっているが、ICCATに関しては、この収入の大部分は、提供した特定のサービスに対する費用回収と考えられた。
 - ほとんどのRFMOにおいて、任意拠出金は重要な収入源となっている。
 - 非メンバーからの分担金は、主要な収入源とはなっていない。
78. 他のRFMOの資金調達方法の精査を踏まえ、事務局は、メンバーが検討すべき4つの資金調達オプションを提案した。
 - (1) メンバー及び協力的非加盟国による任意拠出金を促進及び奨励する環境の整備

- (2) 拡大科学委員会、遵守委員会及び拡大委員会会合の主催国による会場借料、ケータリング及び会議機器費用の負担の奨励
 - (3) 調査及びモニタリングにかかる費用拠出のための SBT クォータ配分の設立
 - (4) CCSBT の財務強化に関する作業部会の設立
79. 全てのメンバーは、上記のオプション「1」を原則的に支持し、世界銀行や非政府組織（NGO）といった機関からの資金を含む形でオプション「1」をさらに拡大することが提案された。事務局が、資金を受け入れる任意拠出基金の設立について調査すること（基金をいかにして適切に運用するかを総括したガイドライン案の作成を含む）が提案された。一部のメンバーは、そうした基金に対する資金拠出を行うのは行政上困難である可能性があるとして述べた。全てのメンバーに対して適切な形での任意拠出基金の設立のための方針を策定すべく、休会期間中に、事務局がメンバーとともに作業を行うことが合意された。
80. またメンバーは、オプション「2」に関して、主催国によるこうした資金拠出は任意の取決めであることを前提にこれを支持した。
81. ほとんどのメンバーはオプション「3」及び「4」を支持しなかった。ほとんどのメンバーは、オプション4において提案された作業部会の役割は FAC によって対応できるとした。

委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する

82. 発展途上国を支援するための計画の策定に関して、
- 南アフリカは、同国は発展途上国として区分されているものの、メンバーからの特別な支援は何ら求めておらず、他の RFMO、公海 ABNJ まぐるプロジェクト及び FAO 寄港国措置実施プロジェクトを含む様々なキャパシティ・ビルディングプロジェクトに既に参加していると述べた。
 - インドネシアは、あらゆる支援、特に科学分野での支援を歓迎することを確認した。
 - 会合は、現時点では特定のキャパシティ・ビルディングプログラムに関するニーズはないものの、将来的に何らかが求められた場合には、EC に対して直接要請することができるとした。

CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望する国／主体のためのプロセスを規定する

83. 事務局は、CCSBT の CNM 又はメンバーとしての地位を希望する国／主体に対して必要なプロセスに関する情報を提供するための CCSBT ウェブサイトについて、二通りの案を提示した。
84. メンバーは、CNM 又はメンバーの地位の申請を希望するいずれの国／主体もあらゆる関連文書を確認することができるものとして、ウェブページ案の短いバージョン（CCSBT-EC/1610/11 の別紙 C）が最も適切と考えられることに合意した。

委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する

85. 事務局は、CCSBT 措置総覧がウェブサイトのプライベートエリアからダウンロード可能となっていることを指摘しつつ、委員会の過去の決定へのアクセスのしやすさを改善するための二つのオプションを提示した。
86. メンバーは、文書 CCSBT-EC/1610/11 における最初のオプション、すなわち CCSBT ウェブサイト上へのテキスト検索機能の追加が、過去の決定がどこに記載されているかを把握するための有力な手法であり、かつウェブサイトで措置総覧を一般向けに検索可能なバージョンとして提供するもう一つのオプションよりも非常に安価な手法であると考えられることに合意した。

船籍が置かれる国／漁業主体が国別配分量に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。船籍が置かれる国／漁業主体は、必要に応じて是正措置を講じる

87. 国別配分量に対応する漁獲能力に関する自己評価について、
 - 南アフリカは、自国の漁獲能力の自己評価の結果を報告した文書 CCSBT-EC/1610/22 に留意した。
 - 質問に対し、南アフリカは、同国の国内船及び SBT 用船は全て南アフリカの排他的経済水域 (EEZ) 内で操業していること、またこれらの船舶はメバチ、キハダ及びメカジキを漁獲していること、使用されている漁具は深縄セッティングのはえ縄 (幹縄はモノフィラメント) であることを確認した。
88. 欧州連合は、2017 年に漁獲能力の自己評価を提出することを約束した。欧州連合は、SBT が漁獲される海域で操業する船舶に関して、これらの船舶はメカジキを漁獲対象としており、混獲漁としてヨシキリザメが漁獲される可能性があることを明確化した。さらに欧州連合は、過去 3 年間において SBT の混獲事例は報告されておらず、欧州連合の漁獲能力は SBT の国別配分量に対して適切であると報告した。

条約に関する円卓会議

89. 欧州連合は、REIO が CCSBT のフルメンバーとなることを可能とすることに関するメンバーの見解を求めるとともに、EU がメンバーとなることのできるよう、必要に応じて CCSBT 条約をレビュー及び改正することに関するフィードバックを行うよう求めると述べた。
90. 台湾は、CCSBT 戦略計画の行動計画には漁業主体及び REIO に対して CCSBT への完全な加入資格を拡大するための方法を策定するとの行動事項 (11.1 (i) 参照) が含まれていること、及びこの作業については 2018 年から 2019 年の間に検討するよう予定されていることを指摘した。
91. メンバーは、必要性がないこと及び他に優先順位の高い作業があることから現時点で条約のレビュープロセスを開始することを支持しなかったが、一部のメンバーは、将来的には欧州連合による提案を検討することはあり得ると述べた。

92. 欧州連合は、欧州連合は EU メンバーを代表していること、他の RFMO では正式なメンバーとなっていることから本件は欧州連合にとって重要な課題であり、本件についてさらに検討するため、休会期間中にある程度の二国間協議を開始したいと述べた。

議題項目 9. CCSBT 漁業管理計画 (FMP) に関する検討

93. 事務局は、CCSBT 漁業管理計画 (FMP) に関する背景情報を提示した文書 CCSBT-EC/1610/12 を説明した。CCSBT 22 は CCSBT 漁業管理計画の策定を支持したこと、及びニュージーランドがリソースを確保できる場合には、CCSBT 24 において FMP 案を検討できるようニュージーランドが案を作成することが合意された旨が留意された。
94. ニュージーランドは、2017 年に本作業を実施するためのリソースを確保できるよう希望していると述べた。ニュージーランドはまた、必要とされた作業を踏まえ、ニュージーランドが FMP 案を作成することができた場合には、CCSBT 24 において EC が FMP を積極的に検討するよう希望すると述べた。

議題項目 10. 生態学的関連種

10.1 みなみまぐろ漁業における海鳥への影響の緩和に関する決議

95. オーストラリアは、みなみまぐろ漁業における海鳥への影響を緩和するための法的拘束力のある決議案に関する文書 CCSBT-EC/1610/19 を説明した。オーストラリアは、SBT 漁業における海鳥の死亡が高水準にあることを懸念しており、法的拘束力のある CCSBT の措置が必要であると強調した。さらにオーストラリアは、日本の SBT 船団による海鳥死亡数が 2014 年から 2015 年にかけて増加したことを強調した。オーストラリアは、ERSWG や CCSBT パフォーマンス・レビューによるものを含め、海鳥決議を採択する必要性は繰り返し提起されてきていると述べた。
96. 日本は、海鳥の混獲を削減する必要性を支持し、この点について努力を払ってきたと述べた。日本は、法的拘束力のある決議を支持せず、その代わりに、勧告としてであればオーストラリアの提案を支持する用意があると述べた。日本は、法的拘束力のある決議は、CCSBT の措置と、他の RFMO における現行並びに将来の措置との間で齟齬を生じる可能性があり、いずれにしても他の RFMO の措置によって日本は法的に拘束されているのであると述べた。
97. ほとんどのメンバーは、本決議を ICCAT、IOTC 及び WCPFC の決議と完全に調和させるよう確保するための微修正を加えたオーストラリアの決議案を採択することを支持した。
98. ニュージーランドは、メンバーは管轄水域をベースとする RFMO の混獲緩和措置に従う義務を負っていることについては留意したが、CCSBT が

独自の規則を持つこと、及びこれらの規則は管轄水域をベースとする RFMO のものよりも強力であるべきこと、及びこうした規則はリスク管理アプローチに基づくべきであることを支持した。

99. オーストラリアは、海鳥混獲に関するパフォーマンスについて漁業はより直接的に説明責任を果たす必要があり、またいかなる齟齬も解決し得ると述べた。
100. HSI は、アホウドリにとって最もリスクの高い海域の一部で漁業が行われていることから本件は CCSBT にとって中心的な課題であり、加重枝縄はこうした高リスク海域において使用を義務づけられるべき最も重要な混獲緩和措置であると強調した。
101. EC は ERSWG に対し、その 2017 年の会合において、「管轄水域をベースとする」RFMO において現在実施されている海鳥混獲緩和措置及び海鳥の分布及び個体群状態に関する利用可能な最良の情報について特に精査し、ESC 22 及び EC 24 に対し、これらの混獲緩和措置が強化されるべきであるかどうか、強化されるべきであればどのようにこれらを強化すべきかについて助言を行うよう指示した。

10.2 ERSWG において重点的に検討するトピック

102. EC は、2017 年の ERSWG 会合において詳細な技術的検討を行うことができるよう、特に重点を置くべきトピックに関する提案について検討した。メンバーからの提案は、サメ類、海鳥類及び食物網に関連する種間関係に関するものであった。
103. EC は、提案されたトピックは全て、ERSWG への委任の範囲内にある重要な分野に関連するものであり、EC において優先順位の高い分野であるとした。
104. EC は、ERSWG の重点トピックの優先順位付けに関する原則として、1) 当該トピックが既に他の RFMO 又は関連する機関において詳細に検討されていないかどうか、2) CCSBT 漁業関係者が当該トピックに深く関与していたかどうか、及び 3) 当該トピックが EC の重要な管理目標への対応につながるかどうかを考えられることに留意した。
105. EC は、提案された重点分野のいずれが他よりも重要であるかについて合意に達することができなかつたので、EC は 2017 年の ERSWG に対し、特に以下の事項について検討するよう要請した。
 - 海鳥類
 - 全世界における空間的な海鳥リスク評価のレビュー
 - 調査、モニタリングの必要性、及び不確実性とこれに伴うリスクを削減するための行動を特定するための複数年戦略の策定
 - 海鳥の種同定を改善するための方法に関する議論
 - サメ類
 - ニシネズミザメにかかる評価の進捗状況のレビュー

- CCSBT 漁業が影響を及ぼす可能性があるものとして高い優先度が与えられているサメ魚種についてその他 RFMO によって実施されたあらゆるリスク評価のレビュー
- サメ類の死亡量（特に不必要なサメの漁獲）を削減するための手法の検討
- 栄養相互作用
 - 天然及び蓄養 SBT の両方における SBT 餌生物に関して利用可能なデータのレビュー
 - 外洋食物網に関する情報の検討

議題項目 11. 協力的非加盟国

106. CCSBT における協力的非加盟国（CNM）はフィリピンのみである。会合は、昨年、EC からフィリピンに対し、CCSBT からの質問に回答するとともに将来の会合に出席するよう要請したが、いずれも履行されていないことに留意した。またフィリピンは、2015 年及び 2016 年現在までの漁獲量は皆無であり、現時点では許可漁船が存在しないと報告していることが留意された。
107. CC は既に、事務局長からフィリピンに対し、同国は CCSBT の CNM としての同国のコミットメントを新たにしておらず、同国の CNM としての地位が危機にさらされていることを伝える書簡を送付するよう勧告している。
108. 以下が合意された。
- 以下を条件に、フィリピンの CNM としての地位を確認すること
 - 事務局長は、フィリピンに対し、事務局長の書簡への返答、必要な報告書の提出、及び会合への参加といった行動により、CCSBT の CNM として協力することへの同国のコミットメントを示すよう要請すべく、強い文言の書簡を作成しこれを送付すること
 - 務局長の書簡では、フィリピンが回答すべき期限を特定するとともに、期日までに回答が受領されなかった場合、CCSBT メンバーは休会期間中に（回章を通じて）フィリピンの CNM としての地位のレビューを行い、CNM としての地位に関する決定についてフィリピンに通告するという流れになることを総括すること。
109. HSI は、CNM となるため、及び CNM としての地位を維持するために求められる客観的なクライテリアを CC が策定することは有益と考えられると述べた。

議題項目 12. 非メンバーとの関係

110. メンバーは、中国市場調査及び中国漁船の船上で確認された SBT に関する報告によってもたらされた中国による SBT への関与の証拠を踏まえ、如何にして中国に CCSBT への協力を求めるかについて検討した。
111. EC は、以下を通じた中国による協力を求めるべく、事務局長が CCSBT を代表して中国に書簡を送付することに合意した。
- CC 12 及び CCSBT 24 への参加の招請
 - CCSBT の CDS への協力要請
 - 「シーシェパード」が観察した流し網船団「福遠漁」の SBT 漁獲物及び操業に関する情報提供要請
 - その他全ての中国船籍船による SBT 漁獲量に関する情報提供
112. 会合は、中国からの返答を促すことができるよう、事務局長からの書簡について情報提供を行うために事務局長がキャンベラの中国大使館を訪問することを提案した。メンバーは、CCSBT への協力を求めるため、中国と二国間で接触するよう奨励された。
113. 事務局は、CCSBT と非メンバーとの関係に関する文書 CCSBT-EC/1610/14 について説明し、フィジー、シンガポール及び米国が 2016 年の遵守委員会及び拡大委員会会合に参加するよう招請されていたと述べた。事務局は、米国が CCSBT の CDS への協力を強化しており、現在は事務局に関連文書を提供していると述べた。
114. EC は、米国による貢献に留意するとともに、事務局は引き続き、CC 12 及び CCSBT 24 に中国、フィジー、シンガポール及び米国を招請すべきことが合意された。

議題項目 13. Kobe プロセス

115. 会合は、Kobe プロセスに関連する CCSBT の活動の最新情報を提供した文書 CCSBT-EC/1610/15 に留意した。

議題項目 14. 他の機関との活動

14.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

116. 議長は、他の機関との活動に関する事務局文書 CCSBT-EC/1610/16 に総括された本議題について説明した。
117. CCSBT におけるオブザーバーとしての任務の一環として、メンバーは以下の報告書を提出した。

- 2015年10月19-30日にホバート（オーストラリア）で開催された第34回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）年次会合に関するオーストラリアの報告書（CCSBT-EC/1610/22）
- 2016年5月23-27日にレユニオン（フランス海外領土）で開催された第20回インド洋まぐろ類委員会（IOTC）年次会合に関するインドネシアの報告書（CCSBT-EC/1610/25）
- 2015年11月10-17日にセントジュリアン（マルタ）で開催された第24回大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）年次会合に関する日本の報告書（CCSBT-EC/1610/23）
- 2015年12月2-8日にバリ（インドネシア）で開催された第12回中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）年次会合に関する韓国の報告書（CCSBT-EC/1610/26）
- 2016年6月22日-7月1日にラホヤ（米国カリフォルニア）で開催された第90回全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）年次会合に関する台湾の報告書（CCSBT-EC/1610/24）

118. 2016/2017年に関して、以下のメンバーがCCSBTを代表して他のRFMOに対するオブザーバーとなることが合意された。

- オーストラリアは、引き続きCCAMLRのオブザーバーとなる。
- インドネシアは、引き続きIOTCのオブザーバーとなる。
- 日本は、引き続きICCATのオブザーバーとなる。
- 韓国は、引き続きWCPFCのオブザーバーとなる。
- 台湾は、引き続きIATTCのオブザーバーとなる。

14.2. WCPFCとのデータ交換に関する協力覚書（MoC）案にかかる検討

119. 事務局は、文書CCSBT-EC/1610/16の別紙Aに示したWCPFCとのデータ交換に関する協力覚書（MoC）案を説明した。本MoCは、非公開となっている一定程度集計された漁獲量及び漁獲努力量データの交換を促進すべく、WCPFCとCCSBTの事務局が作成したものであった。

120. 本MoCに対し、WCPFC技術・遵守専門委員会からWCPFC本委員会に対して一点の修正が勧告されていることが留意された。日本は、会合に対し、その修正とはMoCパラグラフ1(b)の最後に以下の文言を追加するというものであると述べた。

「各委員会によって設立されたデータアクセス規則に則り」

121. ECは、MoCにこの修正を加えることを承認した。

14.3. 生態系ベースの漁業管理（EBFM）の実施に関するまぐろ類RFMO合同会合への参加

122. EC は、ERSWG 議長が EBFM 会合における CCSBT 代表となるべきこと、また ERSWG 議長が必要に応じて関連する技術混獲会合にも参加すべきことに合意した。

議題項目 15. データ及び文書の機密性

15.1. 2016 年の報告書及び文書の機密性

123. 議長は、2016 年の会合報告書及び会合文書として提出された文書の機密性に関する文書 CCSBT-EC/1610/17 について説明した。
124. 会合は、以下の例外を除き、CCSBT 23 の下での会合報告書及び会合に提出された文書は全て公表されることに留意した。
- 事務局文書 CCSBT-ESC/1609/04 の別紙 A
 - 日本市場の更新情報に関するオーストラリアの文書 CCSBT-ESC/1609/13、CCSBT-CC/1610/BGD 03 及び CCSBT-EC/1610/BGD 01
 - SBT 貿易及び日本の国内市場におけるモニタリング調査に関する日本の文書 CCSBT-ESC/1609/BGD 07
 - 日本国内市場における SBT まぐろ取引のモニタリングに関する更新情報を含む日本の文書 CCSBT-ESC/1609/BGD 08 及び CCSBT-CC/1610/22
 - 非メンバーによる SBT の IUU 漁獲量の推定値にかかる更新情報を提示したニュージーランド及びオーストラリアの文書 CCSBT-CC/1610/BGD 02 の表 2-5 は、推定漁獲量の総計のみを示す形に修正される。文書の修正版は公表される。
 - 文書 CCSBT-CC/1610/10 の別紙 B、C 及び D は商業上の機密事項であると考えられるので、非公表とされるべきである。
 - TRAFFIC の文書 CCSBT-ESC/1609/36 及び CCSBT-CC/1610/20 は、TRAFFIC が作成した一次案であり、同機関による内部レビュー手続きが完了していないものである。しかしながら会合は、TRAFFIC の内部レビュー手続きが完了次第、TRAFFIC 文書の最終版を公表することに合意した。

議題項目 16. 2017 年の会合

125. 2017 年の会合及び開催日程が以下のとおり合意された。
- 第 12 回生態学的関連種作業部会会合、ウェリントン（ニュージーランド）、2017 年 3 月 21-24 日
 - オペレーティング・モデル及び管理方式に関する非公式技術会合、ジョグジャカルタ（インドネシア）、2017 年 8 月 27 日
 - 第 22 回拡大科学委員会、ジョグジャカルタ（インドネシア）、2017 年 8 月 28 日-9 月 2 日

- 第12回遵守委員会会合、ジョグジャカルタ（インドネシア）、2017年10月5-7日
- 第24回CCSBT委員会年次会合、ジョグジャカルタ（インドネシア）、2017年10月9-12日

126. 事務局長は、2017年の休会期間中に開催する OMMP 会合（5日間）について、同会合に関する前例を踏まえ、科学者との協議の後に日程を決定する予定である。

議題項目 17. 第24回CCSBT年次会合に付随する拡大委員会の議長及び副議長の選出

127. インドネシアは、CCSBT 24 に付随する拡大委員会の議長を休会期間中に指名する予定であると述べた。また EU は、同委員会の副議長を休会期間中に指名する予定であると述べた。これらの指名については事務局に情報提供され、メンバーに対して周知される予定である。

議題項目 18. その他の事項

128. EC は、別紙 10 の大型流し網漁業に関する決議を採択した。

129. ニュージーランドは、みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議に関して、事務局長が、メンバーから提供された情報ではなく別の情報源から得た情報に基づき、休会期間中の意思決定を経て IUU 船舶リスト案に船舶を掲載できるようにする改正案を説明した。

130. EC は、別紙 11 のとおり、みなみまぐろに関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する改正決議を採択した。

議題項目 19. 閉会

19.1. 報告書の採択

131. 報告書が採択された。

19.2. 閉会

132. 会合は、2016年10月13日（木）午後5時40分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. メンバーによるオープニング・ステートメント
5. オブザーバーによるオープニング・ステートメント
6. 財政運営委員会報告書
7. 第 11 回遵守委員会会合報告書
8. 第 21 回科学委員会会合報告書
9. CCSBT 補助機関の議長に関する取決めの合理化
10. 大型流し網漁業に関する決議
11. みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する改正決議

参加者リスト
第23回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
EXTENDED COMMISSION CHAIR								
Hong-Yen	HUANG	Mr	Deputy Director- General	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 10070, Taiwan (R.O.C.)	886 2383 5899	886 2332 9680	hangyen@ms1.fa.gov.tw
ASSISTANT TO CHAIR								
Wei-Yang	LIU	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14 Wenzhou St., Da'an Dist. Taipei City 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	weiyang@ofdc.org.tw
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr		AUSTRALIA				fmeere@aapt.net.au
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr		NEW ZEALAND				annala@snap.net.nz
MEMBERS								
AUSTRALIA								
David	WILLIAMSON	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		david.williamson@agriculture.gov.au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 4277		ilona.stobutzki@agriculture.gov.au
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 5863		gordon.neil@agriculture.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 1146, Port Lincoln, SA 5066, Australia	61 419 840 299		austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 8 9335 5499		terryromaro@aol.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 89987 395	shiuling@ms1.f.a.gov.tw
Nien-Tsu	HU	Dr.	Professor	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan (R.O.C.)	886 7 52557 99	886 7 52561 26	omps@mail.nsysu.edu.tw
Wan-Tze	CHEN	Mrs.	Section Chief	Ministry of Foreign Affairs	2, Kaitakelan Blvd., Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 526	886 2 23617 694	wtgchen@mofa.gov.tw
Ya-Hui	WANG	Mrs.	Secretary	Ministry of Foreign Affairs	2, Kaitakelan Blvd., Taipei, 10048, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23482 528	886 2 23617 694	yhwang@mofa.gov.tw
I-Lu	LAI	Ms.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 895	886 2 89987 395	ilu@ms1.f.a.gov.tw
Sheng-Ping	WANG	Dr.	Professor	National Taiwan Ocean University	2 Pei-Ning Road, Keelung 20224, Taiwan (R.O.C.)	886 2 24622 192	886 2 24636 834	wsp@mail.ntou.edu.tw
Yu-Ling	LIN	Ms.	Executive Secretary	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan (R.O.C.)	886 7 52557 99	886 7 52561 26	lemma@mail.nsysu.edu.tw
Sheng-Ming	HUNG	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14 Wenzhou St., Da'an Dist. Taipei City 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	allen@ofdc.org.tw

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Wen-Jung	HSIEH	Mr. President	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 83121	886 7 84175	wenjung@tuna.org.tw
Yin-Ho	LIU	Mr. Chairman of IOOC of TTA	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196	886 7 83133	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr. Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196	886 7 83133	simon@tuna.org.tw
Jia Huey	HSU	Ms. PhD Candidate	School of Government, Victoria University of Wellington	Level 8, Rutherford House, 23 Lambton Quay, P.O. Box 600, Wellington, New Zealand.	64-4-463-6859		jessica.hsu@vuw.ac.nz

INDONESIA

Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Assistant Deputy Director of Sub-Directorate of Fish Resources Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	novia_dkp@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739	62 361 72509	atli.bali@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Shingo	OTA	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shingo_ota810@maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp
Shingo	FUKUI	Mr	Assistant Director	Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	shingo_fukui280@maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	takeru_iida150@maff.go.jp
Nabi	TANAKA	Ms		Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Shingi	KOTO	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Offices, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	koto-shingi@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Councilor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Takaaki	ANDO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yoshiyuki	HAMADA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047	81 3 3294 9633	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp

NEW ZEALAND

Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	PO Box 19747, Avondale, Auckland 1746, New Zealand	64 09 820 7686		arthur.hore@mpi.govt.nz
Shelton	HARLEY	Dr.	Manager, Fisheries Science	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 04 894 0857		shelton.harley@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Manager, HMS Team	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6011, New Zealand	64 04 819 4654		dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr.	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18 901, Wellington 6160, New Zealand	64 04 439 8547		alex.jebson@mfat.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA								
Jeongseok	PARK	Mr	Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	30110 Government Complex Sejong, 94, Dasom2-Ro, Sejong Special Self-governing City, Korea	82 442 005 347	82 442 005 379	jeongseok.korea@gmail.com
Zanggeun	KIM	Dr	Policy Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	30110 Government Complex Sejong, 94, Dasom2-Ro, Sejong Special Self-governing City, Korea	82 442 005 339	82 442 005 379	zgkim5676@gmail.com
Junghoon	HWANG	Mr	Manager	Dongwon Fisheries. CO.,LTD.	#569-34, SINPYUNG-DONG, SAHA-GU. Busan, Korea	82 106 680 2871	82 504 849 8118	jhh@dwsusan.com
Boram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries CO., LTD.	7F,68 Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2589 4074	82 2589 4397	polo7321@dongwon.com
Jihun	JANG	Mr	General Manager	Sajo Industries CO., LTD.	107-39, Tongil Ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 232 771 651	82 2365 6079	skiff@sajo.co.kr
Hojeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2589 1613	82 2589 1630	jackiejin@kosfa.org
SOUTH AFRICA								
Siphokazi	NDUDANE	Ms	Director General	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Roggebaai 8012 Republic of South Africa			SiphokaziN@daff.gov.za
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag x2 Roggebaai 8012 South Africa	27 21 402 3018	27 21 402 3618	QayisoMK@daff.gov.za
Trevor	WILSON	Mr	Chairman	South African Long Line Tuna Association	PO BOX 6030 Roggebaai 8001	27 21 372 1100	27 21 371 4900	chairman@satla.co.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	South African Long Line Tuna Association	PO BOX 6030 Roggebaai 8001	27 21 790 5019	27 21 790 6783	secretary@satla.co.za
Don	LUCAS	Mr	member	South African Long Line Tuna Association	PO BOX 6030 Roggebaai 8001	27 21 531 1960	27 21 531 1959	Don@tunasa.co.za

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
OBSERVERS								
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 439 61 2 568 9973 376 1729		alistairgraham1@bigpond.com
TRAFFIC								
Joyce	WU	Ms	Senior Programme Officer	TRAFFIC	3F, No. 92, Lane 106, Section 3, Bade Road, Taipei 106, Taiwan	886 2 886 2 2579 2576 5826 6036		Joyce.Wu@traffic.org
Hiromi	SHIRAIISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg., 3-1-14, Shiba, Minato- ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 81 3 3769 3769 1716 1717		Hiromi.Shiraishi@traffic.org
INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 61 2 6282 6282 8396 8407		asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

議題

第 23 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会

2016 年 10 月 10-13 日

台湾、高雄

1. 開会
 - 1.1. 第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
5. 遵守委員会からの報告
6. 拡大科学委員会からの報告
7. 総漁獲可能量及びその配分
 - 7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量
 - 7.2. TAC の決定
 - 7.3. 調査死亡枠
 - 7.4. TAC の配分
8. CCSBT 戦略計画
9. CCSBT 漁業管理計画 (FMP) に関する検討
10. 生態学的関連種
 - 10.1. みなみまぐろ漁業における海鳥への影響の緩和に関する決議
 - 10.2. ERSWG において重点的に検討するトピック
11. 協力的非加盟国
12. 非メンバーとの関係

13. Kobe プロセス
14. 他の機関との活動
 - 14.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告
 - 14.2. WCPFC とのデータ交換に関する協力覚書 (MoC) 案にかかる検討
 - 14.3. 生態系ベースの漁業管理 (EBFM) の実施に関するまぐろ類 RFMO 合同会合への参加
15. データ及び文書の機密性
 - 15.1. 2016 年の報告書及び文書の機密性
16. 2017 年の会合
17. 第 24 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
18. その他の事項
 - 18.1. その他の決議に関する検討
19. 閉会
 - 19.1. 報告書の採択
 - 19.2. 閉会

文書リスト
第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1610/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
5. (Secretariat) Draft Revised 2016 Budget (EC agenda item 3)
6. (Secretariat) Draft 2017 and indicative 2018-2019 Budgets (EC agenda item 3)
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction (EC agenda item 4)
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 5)
9. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee (EC agenda item 6)
10. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 7)
11. (Secretariat) CCSBT Strategic Plan (EC agenda item 8)
12. (Secretariat) Consideration of a CCSBT Fisheries Management Plan (EC agenda item 9)
13. (Secretariat) Cooperating Non-members (EC agenda item 11)
14. (Secretariat) Relationship with Non-members (EC agenda item 12)
15. (Secretariat) Kobe Process (Rev.1) (EC agenda item 13)
16. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 14)
17. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (Rev.1) (EC agenda item 15)
18. (SC Chair) Presentation of the Report of the 21st Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee (Rev.1) (EC agenda item 6)
19. (Australia) Resolution to Mitigate the Impact on Seabirds of Fishing for Southern Bluefin Tuna (EC Agenda Item 10.1)
20. (Australia) Streamlining chairing arrangements for CCCSBT subsidiary bodies (EC Agenda Item 8)
21. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 34th Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (EC Agenda Item 14.1)
22. (South Africa) Republic of South Africa Self-Assessment of Fishing Capacity (EC Agenda Item 8)
23. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 24th Regular Meeting of International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT) (EC Agenda Item 14.1)

24. (Taiwan) Report from the CCSBT Observer (Chinese Taipei) on the 2016 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (EC Agenda Item 14.1)
25. (Indonesia) Report from the CCSBT Observer to 20th Session of Indian Ocean Tuna Commission (IOTC) (EC Agenda Item 14.1)
26. (Korea) CCSBT Observer Report – the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC) (EC Agenda Item 14.1)

(CCSBT-EC/1610/BGD)

1. (Australia) A review of SBT supplies in the Japanese domestic market (*Previously CCSBT-ESC/1609/13*) (EC agenda item 7.1)
2. (Australia) An update of tuna growth performance in ranching and farming operations (*Previously CCSBT-ESC/1609/14*) (EC agenda item 7.1)

(CCSBT-EC/1610/Rep)

1. Report of the Eleventh Meeting of the Compliance Committee (October 2016)
2. Report of the Twenty First Meeting of the Scientific Committee (September 2016)
3. Report of the Seventh Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (September 2016)
4. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2016)
5. Report of the Twenty Second Annual Meeting of the Commission (October 2015)
6. Report of the Tenth Meeting of the Compliance Committee (October 2015)
7. Report of the Twentieth Meeting of the Scientific Committee (September 2015)
8. Report of the Fourth Strategy and Fisheries Management Working Group (July 2015)
9. Report of the Eleventh meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2015)
10. Report of the Twenty First Annual Meeting of the Commission (October 2014)
11. Report of the Ninth Meeting of the Compliance Committee (October 2014)
12. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

(Documents to be discussed from the Compliance Committee Meeting)¹

(CCSBT-CC/1610/SBT Fisheries)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)

(CCSBT-CC/1610/03)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (CCSBT) GTC's Report on the Quality Assurance Review – Korea 2016 (CC agenda items 2.1.1, 4.9)
5. (CCSBT) Phase 1 & 2 combined - Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: New Zealand (Phase 2) (CC agenda items 2.1.1, 4.9)
6. (Secretariat) Fishing Sector Definitions (CC agenda item 2.1.2)
7. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1) (CC agenda item 2.2)
8. (Secretariat) Update on CCSBT's Relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance (IMCS) Network and RFBs/ RFMOs (CC agenda item 3.1)
9. (Secretariat) Proposed Revision to the Template for the Annual Report to the Compliance Committee and Extended Commission (CC agenda item 3.2)

¹ Documents from CC meeting which Members might want to discuss at the Extended Commission (EC) meeting. These documents will not be renumbered.

10. (Secretariat) CCSBT Data Collection & Management Study (CC agenda item 3.4)
11. (Secretariat) Preliminary Consideration of a Three Year Compliance Action Plan for 2018 – 2020 (CC agenda items 3.5 and 3.6)
12. (Secretariat) Review of the Corrective Actions Policy (CC agenda item 4.1)
13. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (CC agenda items 4.2.1, 4.3, 4.4 and 4.5.1)
14. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CC agenda item 4.2.2)
15. Potential Transshipment MoC with WCPFC (CC agenda item 4.5.2)
16. (Secretariat) IUU Vessel Resolution (CC agenda item 4.7)
17. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (CC agenda item 4.8)
18. (CCSBT) Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Summary Report on the 2016 QAR Programme (CC agenda item 4.9)
19. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses (CC agenda item 4.10.1)
20. (CCSBT) Internal Draft Report to CCSBT Southern Bluefin Tuna market presence in China (CC agenda item 4.10.3)
21. (New Zealand) Some results of New Zealand's high seas surveillance (CC agenda item 4.7.1)
22. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2016 update (CC Agenda Item 2.1)
23. (CCSBT) Genetic species identification – SBT market presence in China: Draft final report to CCSBT and Traffic International (CC Agenda Item 5)
24. (CCSBT) Proof of concept study for the use of biochemical techniques to estimate source ocean of SBT from tissue samples (CC Agenda Item 5)

(CCSBT- CC/1610/BGD)

1. (Secretariat) Draft Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 – 2017) (*Previously CCSBT-CC/1410/05*) (CC agenda item 3.5)
2. (New Zealand and Australia) Updated estimates of southern bluefin tuna catch by CCSBT non-member states (*Previously CCSBT-ESC/1609/BGD 02 (Rev.1)*) (CC agenda item 5)
3. (Australia) A review of SBT supplies in the Japanese domestic market (*Previously CCSBT-ESC/1609/13*) (CC agenda item 2.1.1)
4. (Australia) An update of tuna growth performance in ranching and farming operations (*Previously CCSBT-ESC/1609/14*) (CC agenda item 2.1.1)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

おはようございます。

まず初めに、私たちを温かく歓迎し、この素晴らしい会場で会議を主催してくださった台湾政府に感謝申し上げます。また私たちは、いつものことながら、事務局による水準の高い会合文書の準備と会議運営に感謝申し上げます。我が代表団のうちの何名かは、昨日、素晴らしい都市である高雄の一端を知る機会を得ることができました。

私は、オーストラリアの CCSBT コミッショナーを務めることに喜びを感じると同時に、いくらかの緊張も感じております。本委員会は、みなみまぐろの管理において極めて重要な役割を果たしており、またみなみまぐろ漁業はオーストラリアにとって非常に重要なものであります。私は、皆様方が委員会に長く携わってこられたことを存じ上げており、皆様からの温かい歓迎と、会合における私の新たな責務に対する支援に感謝する次第であります。

私たちは、今週の会合において、いくつかの非常に重要な課題について結論を得る必要があります。

みなみまぐろ資源にはいくらかの再建の兆しが見えてきておりますが、資源状態は依然として極めて低水準にあります。私たちは、引き続き、資源を管理し、また資源の再建を進めていくための強固な措置を確実に実施していかなければなりません。

2017年より先は航空目視調査を実施しないという委員会の決定は、代替的な加入量指数を用いる新たな管理方式を速やかに開発し、これに合意しなければならないことを意味しています。このために重要となる作業は、まず第一に私たちの頑健な管理取決めが継続するよう確保していくこと、第二に加入量を評価するためのより安価かつシンプルな手法を導入することです。

拡大科学委員会は、新たな管理方式を開発し、2021年から始まる3年間のクオータブロックにおける漁獲水準を決定することとなる資源評価にこれを用いるという、私たちにとっては野心的な道筋を計画しております。

本会合において、私たちは、来年のみならず、2018年から2020年にかけての3年間のクオータブロックの漁獲水準についても検討することになります。私たちは、委員会の現在の管理取決めの外にあるみなみまぐろの漁獲量について考慮するとともに、メンバーとして、如何にして私たちの全ての漁獲量をより良く考慮する方向に進んでいくかについても検討する必要があります。これには困難な選択に迫られることもあるでしょう。しかしオースト

ラリアは、条約の下になされた全てのコミットメントを引き続き履行していくことを決意しております。

オーストラリアとしてのコミットメントは、委員会の作業を支援するための科学的調査に対してオーストラリアが何百万ドルも費やしてきたことが如実に物語っております。委員会の発展に合わせて、私たちは自らの役割を果たし続けるとともに、科学的費用のさらなる分担を引き続き探ってまいります。

オーストラリアにとって、また多くの他のメンバーにとっても同様であると思いますが、みなみまぐろ資源の回復が私たちの焦点であります。私たちはまた、海鳥類、サメ類及びウミガメ類といった生態学的関連種に対する漁業の影響についても考慮する必要性を認識しています。この点に関する本委員会のパフォーマンスは大いに注目される場所であり、私たちは、この問題をリードする国際漁業管理機関として苦勞して得てきた評価を守っていかなければなりません。オーストラリアは、みなみまぐろを漁獲する際に生じる海鳥の死亡の最小化に関する決議に対するメンバーの合意を改めて求めます。私は、全てのメンバーがこの決議を支持するよう、心から期待するものであります。

最後に、会議を主催してくださった台湾に対して改めて感謝を申し上げるとともに、拡大委員会が今週だけでなくその後も重要な任務を達成していくことを確保すべく、オーストラリアは全てのメンバーと建設的かつ協力的に作業を進めていくことをお約束いたします。

ありがとうございました。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御列席の皆様、

EU 代表団として、CCSBT の第 23 回委員会年次会合に出席できることを大変喜ばしく思います。まず最初に、私たちが温かく迎えてくださり、またこの美しい都市で年次会合を主催してくださった台湾に対して感謝申し上げます。また、会合の準備作業を進めてくださった事務局に対しても感謝申し上げます。

EU は、全ての大洋に漁船を派遣する主要な漁業者かつ生産者であり、また全世界の主要な RFMO のほとんどにおける加盟国であると同時に、金額ベースでは世界の水産物の約 25% の消費し、また域内の消費量のうち 70% を輸入している世界最大の水産物輸入者であります。

しかしながら、CCSBT においては、漁獲量又は輸入量のいずれにおいても、EU は直接的な利益をそれほど有しておりません。そうではあるものの、EU は、保存及び管理措置の遵守を確保していくことについて引き続き強く約束するとともに、みなみまぐろ資源の強固な管理に寄与する CCSBT の科学活動の支援にも関与してまいります。

本年、私たちとしては、2017 年の総漁獲可能量及び 2018-2020 年の TAC ブロックに関する検討のみならず、特に海鳥に関する SBT 漁業の影響の緩和措置、CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) の改正、及び遵守委員会における検討を受けての遵守決議のアップデートについても特段の関心を有しております。

さらに私たちとしては、遵守行動計画の実施に関する 2014 年パフォーマンス・レビュー勧告について再検討することにより、CCSBT における遵守レベルの改善につながるであろうと確信しております。

また最後に、私たちは、漁業データの機密性、議長に関する取決め、資金調達及び国際協力に関連する事項を含めて、CCSBT 戦略計画の実施を前に進めていくことができるだろうとも期待しております。

結びとして、木曜日に会合を成功裏に終了して前向きな結果を得ることができるよう、私は今週、全ての CCSBT 締約国及び協力的非加盟国と建設的かつ協力的に作業を進めていく用意があることを強調したいと思います。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、御列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、拡大科学委員会議長及び遵守委員会議長、事務局、各国代表団の皆様、ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル（HSI）及び TRAFFIC からのオブザーバーの皆様を台湾に歓迎いたします。またこの機会に、南アフリカの委員会への加盟と、欧州連合の CCSBT 拡大委員会への加盟を歓迎したいと思います。

さらに、全ての会合文書及び会合開催にかかる様々な準備をしてくださった事務局長のケネディ氏及びそのスタッフにも御礼申し上げます。

本会合における非常に重要な任務の一つは、2018-2020 年における全世界の総漁獲可能量（TAC）を決定することです。拡大科学委員会（ESC）は、今年の MP の実施結果に基づき、2018-2020 年の各年の TAC を 17,647 トンとすることを勧告しました。これは、現在の TAC から 3,000 トンの増加となります。これは、我々にとってとても勇気づけられる結果です。なぜなら、このことはみなみまぐろの資源再建のために MP を用いることが我々にとって正しい道であることを意味しているからです。

一方で我々は、非協力的非加盟国の漁獲量のように、未考慮漁獲死亡に対する不確実性が残されていることにも留意しました。このため、我々は引き続き予防的であらねばなりません。

CCSBT が採択してきた監視、管理及び取締り（MCS）措置に関して言えば、許可船舶及び蓄養場記録、船舶監視システム（VMS）、転載計画、漁獲証明制度（CDS）、及び違法、無報告、無規制（IUU）船舶リストがあります。全世界の TAC を超えて漁獲されることのないよう確保するべく、SBT の漁獲／収穫から最初の販売までにおけるメンバー及び協力的非加盟国の遵守状況を監視するためには、これらの措置は全て必要不可欠なものです。加えて、非メンバーによる SBT の漁獲をモニタリングし、また未考慮死亡量（UAM）に関して大幅に改善された情報を得ることは、引き続き優先順位の高い問題であります。

結びとして、SBT の持続的利用について前向きな成果が得られるよう、メンバーの皆様と作業していくことを楽しみにしております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団、御列席の皆様、
皆様、おはようございます。

まず初めに、インドネシア代表団を代表して、この美しい高雄で第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会を主催してくださった台湾に対して感謝を申し上げます。また、この会合の準備に尽力くださった CCSBT 事務局長のロバート・ケネディ氏と事務局スタッフにも感謝を申し上げます。

議長、代表団、御列席の皆様、

第 22 回 CCSBT 年次会合において、私たちは、インドネシアが漁業総局決定 No. 62/2015 の下に法制化された国内クォータ配分制度を設立したこと、及びこれが 2015 年漁期（1-12 月）から発効したことをご報告いたしました。この制度は、QAR 勧告に沿って策定されたものであります。私たちは、この制度により、総 SBT 漁獲量が我が国に対する国別配分量を超えることのないように管理していくことができるものと考えております。

先週の第 11 回 CCSBT 遵守委員会会合に対して報告したとおり、2015 年の総 SBT 漁獲量は、我が国への国別配分量 750 トンに対し、5,944 尾、593 トンとなりました。漁獲された SBT のほとんどは、CCSBT 統計海区 1 の一部にあたるインドネシア漁業管理海区 573 において漁獲されたものであります。

SBT の漁獲を許可された 422 隻には二つのカテゴリがあり、30 総トン以上が 254 隻、30 総トン未満が 168 隻であります。また、422 隻のうち 112 隻（26.5%）が SBT を漁獲し、そのうち 30 総トン以上は 35 隻で 3,203 尾、301 トン（50.7%）を、30 総トン未満は 77 隻で 2,741 尾、292 トン（49.3%）を漁獲しました。インドネシアのまぐろ漁業においては、SBT は非漁獲対象種又は混獲種として認識されており、このことは、1 隻あたりの総 SBT 漁獲量が平均で 1 月あたり 4.5 尾に過ぎないことにも表れているものと考えられます。しかしながら、クォータ配分を開始したことに伴い、これらの船舶の操業に変化が見られます。

議長、代表団、御列席の皆様、

私たちは、この第 23 回委員会年次会合に付属する拡大委員会において、2018-2020 年の総漁獲可能量（TAC）が検討され、また決定される予定であることを重々理解しております。このことに関して、私はこの委員会会合において、インドネシアが 2013 年の第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会に対して行った提案、すなわち現在の国別配分量は我が国の SBT 漁業に関わる漁船隻数に対してあまりにも低すぎるので、我が国に対する国別配分量を

再検討されたいとの提案を繰り返したいと思います。この提案については、第20回、第21回、第22回の年次会合でも検討されてきたにもかかわらず、未だコンセンサスに至っておりません。昨年の検討では、インドネシアがSBTの国内総漁獲量を管理する能力を有していることを証明するよう求められました。そして先に述べたとおり、2015年漁期（1-12月）からはクォータ配分制度が発効し、効果的に運用及び取締りがなされ、その結果として過剰漁獲は発生しませんでした。私たちは、将来においてもこの制度を引き続き運用していくことをここに約束いたします。

議長、代表団、御列席の皆様、

インドネシアは、私たちが提案している年間300トン以上の追加配分がなされれば、第8回遵守委員会報告書パラグラフ23に記載されているとおり、例外なく是正措置を適用していく用意があることを確認いたします。私たちには、将来において過剰漁獲が発生した場合、1:1ベースでの返済を適用する用意があります。我々は、この委員会において他のメンバーと同等に扱われることを希望いたします。

このため我々は、委員会メンバーの皆様に対し、少なくとも3つの点、すなわち(i) 2018-2020年のクォータブロックのTACの国別配分が行われる2016年が国別配分量の増加を求める最良の機会であることを記載した第22回委員会年次会合報告書のパラグラフ78、(ii) 2018-2020年にかかるMPの結果から年間TACを17,647トン（2017年のTAC 14,647トンから3,000トンの増加）とすることを勧告した第21回科学委員会会合報告書のパラグラフ78、及び(iii) 「委員会は、3の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際、みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益を考慮する」ことを規定したみなみまぐろ保存条約第8条4項(c)を踏まえて、この問題に対する協力の精神をいただくようお願いするものであります。また、SBTがインドネシア漁業管理海区573を回遊することには疑いの余地はありません。

最後に、私は改めて、本件についてのインドネシアの立場に対するメンバーの皆様の検討及び共感に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。日本代表団を代表して議長ほか出席者の皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、ここ高雄にて会議をホストして頂いた台湾に深甚なる感謝を表明したいと思います。

高雄港はアジアでも屈指の規模を有する港であり、特に、台湾まぐろ漁業の最大の基地港でもあると認識しております。台湾最大の港を有するこの町の雰囲気を感じながら、また、飲茶スタイルで美味しい点心を食べながら、ここ高雄での滞在を楽しみたいと思っております。

また、この会合の開催にあたり、多大なる尽力をされてきたケネディ事務局長を始めとする事務局のスタッフの方々、いつも素晴らしい仕事をして下さる通訳の方々にも御礼申し上げます。

さらに、昨年、新たに拡大委員会のメンバーとなった EU 及び本年加盟国となった南アフリカ共和国に対して、改めて歓迎の意を表明したいと思います。

少し私個人の話をして頂きます。私は、本条約の発効当初 1994 年から 1996 年にかけて、水産庁でこの委員会を担当しておりました。当時、みなまぐろの資源状況に対する危惧から、メンバー間で激しい議論が繰り広げられていたことを鮮明に憶えております。本年、この場所に我が国代表として戻って参りましたが、みなまぐろ資源の状況が上向きになりつつあるなか、委員会をめぐる状況も大きく改善されていると聞いています。

CCSBT において、管理方式による TAC 決定という先進的かつ透明性のある方法が導入されてから既に 5 年が経ちました。今年の会合では、実行性を高める観点から、この管理手続を改定することに合意しました。今次会合では、今年の資源評価に従って 2018 年から 2020 年までの TAC を定めるとともに、2011 年の MP 導入時に採択された決議に従い、当時のメンバー全てへの配分が名目漁獲量へ戻ること、その上で、新たに参加したメンバーも加えた形で全体の配分に合意する必要があります。

さて、このような重要な会合の冒頭にあたり最後に申し上げたいことがあります。それは、今、我々が進んでいる方向性の前提となるものであります。正確な資源評価を行い、適切に資源管理を行うために必要なのは、当然ながら正確な情報と措置の遵守です。定められた定義及び合意されたスケジュールに従って、各メンバーが自らの帰属漁獲量の全てを確実に自らの配分に計上することが不可欠です、また、非メンバーによる漁獲を明らかにしていく

だけでなく、長年、我々の間で懸案となっている不確実性のある漁業についても、着実に物事を前進させていかななくてはなりません。

最後になりましたが、これまで以上に全ての出席者により建設的な議論が行われ、この4日間の議論が CCSBT の将来の発展に向けて重要な一歩となることを祈念しているところです。

議長、ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ、テナ・コウトウ、テナ・コウトウ・カトア。ニャ・ミヒ・ヌイ・キ・ア・コウトウ。（マオリ語で「皆さんこんにちは。皆さんのご多幸をお祈りします。」の意。）

ニュージーランド代表団を代表して、まず最初に、我々を歓迎するとともに昨日は愉快的な小旅行を用意してくださった開催国、台湾に御礼申し上げます。愉快かつ啓発的だっただけでなく、太平洋コミュニティの一員であるニュージーランド人の起源を知る機会を与えていただきました。

また、年間を通した事務局の仕事に対しても改めて御礼申し上げますとともに、各代表団及び御列席の皆様にご挨拶申し上げます。ニュージーランドは、特に、新たに加盟された南アフリカ及び欧州連合、また各メンバーの新たなコミッショナーにご挨拶を申し上げます。ダンスフロアへようこそ。

ニュージーランドは、委員会が **RFMO** の中でも最先端に行くリーダーとなるための今週の会合を楽しみにしてまいりました。特に、今回の会合では、**2018** 年から **2020** 年までの全世界の **TAC** 及び国別配分量を決定することとなります。メンバーは、それぞれの国別配分量の中で全ての **SBT** 死亡量を全面的に考慮することを約束しております。これは大きな前進です。さらに **CCSBT** メンバーは、今回から、全世界の **TAC** の中で非メンバーによる漁獲量を公式に考慮することも約束をしています。

私たちは、漁業資源への一連の高い加入量の上うまく乗っているようであり、また資源状態に関する非常に前向きな指標を無視するわけにはいきません。我々の科学者は、全世界の **TAC** のさらなる増加は管理方式におけるパラメータに合致したものであるとの助言をしています。しかしながらニュージーランドとしては、そうした助言に対する警告を繰り返したい。私たちが科学を基礎とする機関であろうとするならば、科学を無視してはなりません。

ニュージーランドは、全世界の **TAC** 及び国別配分量の中で全ての **SBT** 死亡量を考慮するとのコミットメントをメンバーが履行することを確信しています。ニュージーランドは、情報が不確実であるという言い逃れや、これを言い訳にして行動しないことを良しとはしません。さらなる調査から得られるものも確かにあるでしょう。しかし私たちは、現時点で利用可能な最良の情報に基づいて今すぐに行動しなければなりません。また、情報が不確実であるならば、我々の決定は予防的なものでなければなりません。情報に不確実性があるということを、行動を先送りする理由にしてはならないのです。

最後に、私たちとしては、管理方式に伴うパラメータ、特に **2035** 年までの産卵親魚資源量の再建目標である **20%** という数字についてレビューを行う時期

に差し掛かっているものと考えます。私たちは、管理方式が採択された際、我々が導入する管理方式に対する資源の反応がどの程度速やかに確認できるかに関する不確実性を踏まえれば、この目標は野心的とは言えないながらも委員会として合意に達する必要があったものであることを認識しております。

来る管理方式のレビューにおいて、我々は、一連の高い加入量から得られたものの一部を貯蓄することを真剣に検討すべきです。資源は依然として脆弱な状態にあり、ニュージーランドとしては、より野心的な管理目標を採択することで、より速やかな資源再建と将来の安定性が得られるものと考えています。

近年、委員会は目覚ましい進歩を遂げてきましたが、我々は、信頼に足る先進的な地域漁業管理機関としての評価を維持すべく汗をかいていかなければなりません。我々がコミットメントを果たし、協力し合い、また透明性ある情報交換を行うことが、本会合においてこの難題に立ち向かう一助となるでしょう。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御列席の皆様、おはようございます。

大韓民国代表団を代表して、この美しい海洋都市、高雄で第 23 回みなみまぐろ保存委員会に付属する拡大委員会を開催し、我々を温かく迎えてくださった台湾に心より御礼申し上げます。また、この会合の準備及び支援をしてくださったロバート・ケネディ事務局長とそのスタッフ、及び地方担当者にも御礼申し上げます。さらに、当委員会のために多大なる貢献をいただいた補助機関の議長の皆様にも感謝の意を表明いたします。

議長、大韓民国は、まぐろ類資源の持続的利用を確保するため、CCSBT 及びその他の関連するまぐろ類 RFMO によって採択された保存管理措置を遵守することを固く約束いたします。拡大委員会及び全てのメンバーがこれまでに払ってきた努力、並びに関係者による支援のおかげで、SBT 資源は、2011 年の管理方式の導入以降、資源再建に向けた前向きな兆候を見せてきております。

韓国の方を顧みますと、科学及び MCS の幅広い分野において改善が為されてきております。科学の分野では、科学データ交換、CPUE の標準化及び他のメンバーとの共同研究が大幅に強化され、科学者の能力も向上しております。本年は QAR フェイズ 2 の実地検査が実施され、SBT 及び ERS に関する CCSBT の最低履行要件に照らして韓国の SBT 管理制度は効果的であることが報告されておりますが、同時にいくらかの弱点も指摘されました。この弱点に関しては、韓国は既にこれを認識しているところ、これを緩和するための改善計画を策定し、MCS におけるリスク分野に対処すべく引き続き努力してまいります。

議長、我々は本年、議長の導きの下に多くの重要な任務に取り組まなければなりません。一つ目は、例外的状況を鑑みて 2017 年の TAC を確認することです。二つ目は、次の 3 年間、すなわち 2018-2020 年の TAC について検討し、これを承認することです。最後の一つは、メンバーと協力的非加盟国の国別配分量を調整することとなる、非メンバー漁獲量の水準を設定することです。これらの任務に関して、CCSBT 及び SBT が回遊する海域を管轄する他の RFMO が IUU 活動に対抗するための保存管理措置を導入してきてはいるものの、韓国としては、非メンバーによる直接的な未報告 SBT 漁獲量の水準について懸念を有しているところであります。韓国は、すべての拡大委員会メンバーに対し、緊急的な課題として、直接的な SBT の違法漁獲を根絶すべくあらゆる努力を払うよう奨励いたします。このことは、まぐろ及びまぐろ類魚種に関する地域漁業管理機関をリードし、また模範となるべき我が

CCSBT に対する評価を維持していくに当たって新たに生じてきた課題であります。

最後に、委員会のメンバー、協力的非加盟国及び関係者の協力により、SBT 資源の保存及び持続的利用について生産的かつ良好な成果が得られることを楽しみにしております。

南アフリカ共和国のオープニング・ステートメント

議長、事務局長、尊敬するメンバー、代表団及びオブザーバーの皆様。

南アフリカ代表団を代表して、この美しい高雄で第 23 回みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）に付属する拡大委員会会合を主催してくださった台湾政府に心より感謝を申し上げます。また、本会合の準備及び運営に尽力くださった事務局長並びに事務局スタッフにも感謝いたします。

長い年月を経て、南アフリカ共和国は、ついに全ての CCSBT メンバーと同列のパートナーとして交渉の席に着くという重大な分岐点を迎えました。南アフリカ共和国を代表してこのことに対する感謝の意を表明する政府職員として自分がふさわしいかどうかはわかりませんが。

議長、地域漁業管理機関（RFMO）に対する南アフリカ共和国のコミットメントは疑う余地のないものです。私たちは、大西洋まぐろ類保存国際委員会及び南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の創設メンバーの一つであり、南東大西洋漁業機関の主要メンバーであり、CCSBT に対しては、2003 年以降は協力的非加盟国として参加してまいりました。

2008 年に条約加盟の手続きを開始してから、実に 8 年間という非常に長い道のりでした。ともかくも、2015 年 9 月に三度目となる国会上程を行い、南アフリカ国会はついに南アフリカの CCSBT への加盟を承認しました。御列席のメンバーの代表団及びオブザーバーの皆様、私たちは、南アフリカがインド洋まぐろ類委員会にも加盟したこと、また国連食糧農業機関の寄港国措置を批准したことについても、謹んでご報告申し上げます。

拡大委員会の新たなメンバーとして、南アフリカには、データ報告に限らず、全ての CCSBT 保存管理措置の着実な実施についてさらなる期待が寄せられているものと思います。私は、南アフリカが過去のいくつかの CCSBT 会合に参加しなかったこと、また情報やデータを定められた期限までに提出しなかった例があることを認識しています。

CCSBT に対する南アフリカの遵守状況を改善するための努力の一環として、私たちは、データや情報の報告に限らず、全ての RFMO 関連活動に対して責任を有する専門部隊の設置を進めているところです。議長、私たちが得たこの新たな地位は、CCSBT の委員会と補助機関全体に対するより良い参画とコミットメントに繋がっていくでしょう。

南アフリカは、CCSBT によって採択された全ての適切な保存管理措置を着実に実施するべく努力してまいります。このことを背景として、南アフリカは、我が国が加盟している様々な RFMO によって採択された保存管理措置を

実施するにあたって我が国の法的枠組みが適切なものとなっていることを確保するため、南アフリカの漁業及び関連する国内法の詳細なレビューを行いました。現在、我が省の法令担当部門が報告書の研究を進めており、確認されたあらゆる不調和又は法的な問題について対処すべく、近々、主だった関係者と協議を行うこととしております。

御列席の皆様には、これから述べることに注目をしていただきたい。南アフリカの海洋生物資源は、海洋生物資源法という法律における非常に強力な規定によって管理されております。ご理解をいただけるように一部を読み上げますと、

1. 海洋生物資源の最適利用及び生態学的な持続性を達成する必要性
2. 現世代と将来世代の両者のために海洋生物資源を保存する必要性
3. 海洋生物資源の管理及び開発に関して予防的アプローチを適用する必要性
4. 利用の対象とされない種を含む生態系全体の保護の必要性
5. 海洋の生物多様性を保存する必要性
6. 海洋汚染を最小化する必要性

海洋生物資源法と同法の下に公表されたその他の省令に沿って、南アフリカは現在、まぐろはえ縄漁業に対する新たな漁業権の交付に取り組んでいるところです。私たちは、我が国政府の重要な戦略目標である貧困の軽減及び雇用創出に対応し得る可能性を秘めているものと私たちが考えているこのセクターを、それなりの量の総漁獲可能量の配分を通じて育成していきたいと考えています。

南アフリカは、我が国政府と CCSBT の両方の目標を達成すべく、CCSBT 事務局やその他重要な関係者との関係を引き続き強化していく所存です。私たちは、皆様からの支援を常に信頼し、情報やデータの交換に当たっては全てのメンバー及び協力的非加盟国の皆様との作業を継続してまいります。私たちはもっとできるはずです。

ありがとうございました。

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルの オープニング・ステートメント

この重要な決定を行う委員会にオブザーバーとして参加する機会をいただいたことについて、ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルとして改めて感謝を申し上げます。過去の CCSBT でも申し上げましたが、HSI は引き続き、委員会が採択している SBT 管理方式の中で、受け入れがたい高水準にある生態学的関連種の混獲、特に亜南極諸島で営巣するアホウドリ類及びミズナギドリ類の混獲問題により着目するよう求めます。

我々としては、効果的かつ法的拘束力のある海鳥混獲緩和措置が整備され、かつそれが実施されるまでは、管理方式に基づく SBT の TAC のいかなる増加提案も先送りすべきと考えています。思い起こしていただきたい。はえ縄漁船に対する SBT の TAC が 2 トン増加されるごとに、少なくとも 1 羽以上のアホウドリが死亡するのです。これは直ちに是正すべき例外的状況であります。

メンバーの国別報告書において、オブザーバー情報は他のまぐろ類 RFMO による緩和措置が発効したにも関わらずアホウドリの混獲が増加していることを示唆しており、我々はこの事実に関心を抱いております。腹立たしいことではありますが、これらの措置が抱える弱点や、報告及び遵守にかかる取決めの不十分さを踏まえれば、HSI にとってこれは当然の帰結です。

だからこそ、我々は CCSBT メンバーに対し、他の 4 つのまぐろ類 RFMO によって採択された措置と合致しているオーストラリア提案をベースとしつつも、それよりも強力な独自の海鳥混獲緩和措置をこの会合で採択するよう求めるものであります。最も重要な要件は、海鳥の死亡を最小化するためだけでなく、効果的な遵守及び取締り活動の一助となるように適切に荷重されたはえ縄の例外なき使用を義務付けることでもあります。

このような高水準の死亡がどこで、どのように、なぜ未だに発生するのかを理解するためには、この漁業における海鳥混獲のより正しい像を得るべく、CCSBT とそのメンバー及びオブザーバー国がさらなる努力を行わなければなりません。ログブックには、何の緩和措置が使用されたのか、何種類の ERS がどの程度死亡又は負傷したのかを投縄ごとに詳細に記載する必要があります。このことは、信頼性の高い総混獲死亡数の推定値を得るべく、監視下にあった漁獲努力量と監視下になかった漁獲努力量とを比較するのに必要であります。

特に、漁業が混獲をほぼゼロの水準まで削減できることを証明するまでは、オブザーバーカバー率を最低でも 25% まで上げること、オブザーバープロト

コルを適切に改正することが重要です。繰り返しますが、CCAMLRは引き続き、アホウドリの死亡数をほぼゼロとすることに成功しているのです。我々は皆、何ができるか、また何が為されるべきかを知っているのです。

さらに遵守委員会は、非メンバーによって高水準のSBT漁獲が行われている可能性が高いことに伴う例外的状況を認識することができておりません。HSIとしては、資源再建の観点からだけではなく、そのような不許可SBT漁業において高い水準の海鳥混獲が発生している恐れがあるため、これを懸念しているところです。特に我々は、SBTクォータの増加を期待するあまり、一部の代表団が、深刻な状況と考えられるIUU漁業や非メンバー漁業の規模や程度について認識し、また効果的にこれに対応することに対して後ろ向きであることに特に懸念を感じております。我々としては、IUU漁業に直面している状況に対するそのような後ろ向きな態度は、その政府が公に示している立場とは異なるものであると指摘したい。

最後にポジティブな点を申し上げたい。HSIは、メンバーと非メンバーに帰属する全ての死亡要因の推定値に基づく資源評価方式の採択に向けて作業が進められていることを喜ばしく思います。そうした推定値は必然的にその信頼性にバラつきが生じるものであり、メンバーは、いつかより信頼性の高い推定値を得ることができるだろうという希望の下に作業を遅らせるべきではありません。我々としては、メンバーに対し、遊漁、沿岸零細漁業や地域社会による漁獲にかかるメンバーの懸念を十分理解しておりますが、情報不足であることを理由に作業を遅らせるのを正当化すべきでないとする予防原則の観点から、メンバーに対し、様々な規制を受けている商業漁業から得た推定値に比べれば信頼性が低くなることを受け入れるよう求めるものであります。

議長、メンバーの皆様、お時間をいただきありがとうございました。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

まず、この活気ある港湾都市、高雄で会合を主催してくださった台湾政府に感謝申し上げます。またトラフィックとして、拡大委員会及び補助機関の会合にオブザーバーとして参加する機会をくださった委員会にも感謝申し上げます。重要な審議に貢献できますことを楽しみにしております。

トラフィックは、みなみまぐろ（SBT）資源が高い加入の兆候を見せていることを歓迎いたします。これは委員会によるこれまでの努力が現れではありますが、我々としては引き続き資源状態に対する懸念を有しているところであり、資源評価、管理方式（MP）及び総漁獲可能量（TAC）の設定に対する慎重な対応が必要なものと考えています。

近年、毎年の TAC が増加してきた一方で、その資源量は、未だに初期産卵親魚資源量の約 9% という極めて低い水準にあり、生態学的に安全と考えられる水準を大きく下回っています。我々としては、委員会に対し、オペレーティング・モデルに影響を及ぼす不確実性やデータギャップを最小化し、再建目標の達成確率を高めるためにあらゆる努力を払うよう要請いたします。このことは、CCSBT メンバーに対し、委員会による漁獲と貿易の両方に関する規則の遵守の確保に向けたさらなる配慮を求めることとなるでしょう。我々は委員会に対し、情報の整合性を評価し、また確認された不調和を強調することができるよう、CCSBT の漁獲証明制度（CDS）、FAO 漁業統計、国連コムトレード及び税関に記録された漁獲量及び貿易量データを精査するよう奨励いたします。

メンバーによる過少報告、投棄、非メンバーによる漁獲や遊漁による漁獲を踏まえれば、未考慮漁獲死亡量は引き続き重要な課題です。我々としては、委員会に対し、未考慮死亡量に関する情報及びデータ、特に非メンバーによるものを収集し、2018 - 2020 年の TAC を設定する際、このデータを考慮することで予防的に対応するよう求めます。

MP が客観的かつ責任ある管理システムであると見なされるためには漁業から独立した情報源が重要であることを踏まえ、トラフィックは委員会に対し、遺伝子標識放流手法に適正な資金を割り当てるよう奨励いたします。この手法を通じて得られるデータは、資源量推定値として十分に利用され得るものです。

生態学的関連種（ERS）に関しては、委員会に対し、サメ類及びエイ類に関する調査及び管理の優先順位について検討することを科学委員会に指示するよう求めます。2017 年前半に開催される ERS 会合ではニシネズミザメの資源

評価結果が検討される予定であり、我々としては、科学委員会から拡大委員会に対し、これに対する管理措置が必要かどうかに関する助言がなされるべきと考えているところです。先週に開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第17回締約国会議において、クロトガリザメ、オナガザメ属3種、イトマキエイ属9種がCITES附属書IIに追加されました。ニシネズミザメやその他多数のサメ類は既に附属書に掲載されています。このことは、これらのサメ類を漁獲及び取引しているCCSBTメンバーにも影響を及ぼすこととなります。我々としては、委員会からERS作業部会及び科学委員会に対して、CCSBTメンバーがCITES附属書に掲載された魚種を漁獲している程度についてレビューし、特にメンバーが関連するCITES許可書及び証明書を発行するために必要な情報を保有することを支援する観点から、これらの種にかかる管理又は調査が必要かどうかに関する助言を行うよう要請することを求めます。また、日本を含む一部のCCSBTメンバーは、CITES会合において、サメ及びエイの管理に責任を負うべきはRFMOであると繰り返し述べていたことを指摘したいと思います。故に我々は、CCSBTにおいて行動を起こすことをこれらの国々が支持することを期待しております。

トラフィックは、メンバーに対し、SBTとその他のERS、特にサメ類、海鳥類及びウミガメ類の効果的な保存に向けて、その緊急性に鑑みて必要な決定を行うよう求めます。

最後に、議論と決定の場に我々全員が参加し、CCSBTのプロセスがオープンかつ透明性の高いものとなるよう、今週の会合を全体会合としておくようコミッショナーをお願いいたします。

議長、ありがとうございました。

財政運営委員会報告書

ドミニク・ヴァリエー氏（ニュージーランド）が財政運営委員会の議長を務めることが合意された。FACに課された任務は以下の議題のとおり。

- 2016年予算の改訂
- 2017年予算案
- 2018年及び2019年の仮予算

2016年予算の改訂

事務局長は、CCSBT-EC/1610/05にとりまとめた2016年改訂予算の概要を説明した。改訂された点は、実際の収入額及び2016年8月31日時点での支出額、並びに当年の残りの期間における収入及び支出の見込額であった。

事務局長は、過大に見積もられていた科学プログラムにおける会合関連の支出について多数の修正を提起した。FACはこれらの修正を承認するとともに、来たるEBFM合同会合への参加者数を削減し、ERS作業部会議長のみに資金を拠出することに合意した。後者の修正により、さらに5,000ドルが節約された。また事務局長は、FACに対し、今年のECにおける会合文書の翻訳のために措置されていた10,000ドルの予算が不要になったと報告した。これらの修正により、総支出額は当初予算よりも1.5%下方修正された。

承認予算より大幅に増額した二つの支出見込みは、韓国におけるQARフェイズ2及び遅延していた中国市場調査に関するものであった。中国市場調査に関する支出は、前年に計上されていたが、今年の収入額の一部として繰り越されていたものである。しかしながら、韓国のQARフェイズ2の実施については予算採択後に決定されたため、2016年予算上の支出には当初は含まれていなかった。

事務局の投資利息の改善（24,100ドル）及び職員課徴金（1,616ドル）は、先述の昨年完了しなかった調査予算の繰越し金（71,400ドル）と合わせて、当初予算に対する追加的な収入となった。この追加的な収入と上述した支出額の削減が相まって、委員会は、予算において当初予定していた預金からの引出しを行う必要がなくなった。

2016年の余剰金は現時点で13,709ドルと見込まれており、CCSBT財政規則に従い、これを2017年予算における収入として繰り越すことが提案された。

FACは、予算に関して実施された作業について事務局長に感謝した。

FACは、拡大委員会に対し、2016年改訂予算について別添Aのとおり合意することを勧告する。

2017年予算案及び2018年、2019年の仮予算

FACは、CCSBT-EC/1610/06にとりまとめられた予算案について検討した。2017年予算案は、遵守委員会会合の結果、及び現在の事務局次長の派遣期間を1年延長するとの日本の合意を反映する形で修正された。

南アフリカのECへの加盟は、前年の全てのメンバーからの分担金に余剰分を生じさせることとなり、当該分は、メンバーの将来における分担金の前払金として留保されている。各メンバーの前払金の詳細は表1のとおりである。

表1：

メンバー	2017年予算に対する前払金
日本	16,306 ドル
オーストラリア	16,306 ドル
ニュージーランド	12,041 ドル
韓国	12,169 ドル
漁業主体台湾	12,169 ドル
インドネシア	11,812 ドル
欧州連合	11,135 ドル

FACのメンバーは、2019年における分担金の大幅増加を回避するため、前払金の受け取りを2019年まで先送りするという事務局長からの提案に対する見解を求められた。FACは、当該前払金は事務局への信託金として保持され、その間に生じた利益は委員会の広義での投資収入の一部とするとの理解とともに、この提案を支持した。

また、2017年予算における支出は委員会及びFACにおいて検討され、予算に以下のような変更が加えられた（ここに示した変更は、変更額が3,000ドルを超えるものである）。

- FACは、事務局の遵守関連作業の支援のために10,000ドル（3年間で30,000ドル）を当て、データ収集システムの改善に関する研究のための30,000ドルは先送りするとの遵守委員会からの勧告を支持した。
- ウェブサイトの改善にかかる支出についても、今年の委員会会合における決定を反映し、1,400ドルに削減された。
- OMMP技術会合にかかる費用については、会議期間の短縮に伴って削減された。
- 事務局次長の交代に伴う採用費用87,000ドルが2018年に先送りされている。

2017年の勧告予算

FACは、拡大委員会の2017年一般予算について、本報告書別添Bのとおりとすることを勧告する。

2018 年及び2019 年の仮予算

前年と同様、FAC は、次の予算年度より先 2 年間の仮予算についても検討するよう指示された。FAC メンバーは、仮予算について全面的に精査し、その見積りについて可能な限り精緻化するとともに出来る限りの節約を行うべく、多数の修正を行った。

南アフリカは、2019 年の遵守委員会及び拡大委員会会合の主催に伴う会場借料及びケータリング費用を負担する意向を述べた。この変更により、2019 年仮予算から 55,500 ドルが節約された。メンバーは、南アフリカによる寛大な追加的財政負担に感謝した。

また、2018 年における職員採用にかかる費用も調整された。この変更は、現在の事務局次長との 1 年間の契約延長を反映したものである。

また FAC は、直近の ESC 報告書に示された勧告を受けて、2017 年より先の航空目視調査にかかる資金拠出の可能性について検討した。メンバーは、将来の航空目視調査の結果がはらむリスクについて認識したが、現在の委員会における財政的な制約から、2017 年より先の調査にそのような資金拠出を行うことは不可能であると指摘した。また FAC は、調査のロジ上の要請に応えるためには 2017 年 6 月までに資金拠出を確定させる必要があるとの事務局長のコメントに留意した。多くのメンバーは、代替的な資金源を探求することは可能であると示唆したものの、そうした追加的な拠出金なしにはこの作業を継続することはできないことを認識した。

また FAC は、ESC から提出された 3 年間の作業計画及び作業実施に必要なリソースについて留意した。作業計画は別添 C のとおりである。

2018 年及び 2019 年の仮予算は、CCSBT 22 の決定を反映した委員会による先の節約を大幅に活用した形になっている。これにより、FAC は両年におけるメンバーの分担金の増加幅を、合意された目標である 10%以内に抑えることができた。しかしながら、これには受けとるノミナル国別配分量に変更があるメンバーに生じることとなる、CCSBT 分担金の計算式に従って要求される分担金の変更分は考慮されていない。

FAC は、拡大委員会に対し、2018 年及び 2019 年の仮予算に対する修正案及び添付の ESC 作業計画（別添 C）に留意するよう勧告する。

GENERAL BUDGET - 2016

INCOME	2016 APPROVED BUDGET	2016 REVISED BUDGET	% Variation
Contributions from Members¹	\$2,076,981	\$2,076,981	0.0%
Japan	\$624,880	\$624,880	
Australia	\$624,880	\$624,880	
New Zealand	\$183,606	\$183,606	
Korea	\$196,849	\$196,849	
Fishing Entity of Taiwan	\$196,849	\$196,849	
Indonesia	\$159,958	\$159,958	
European Union	\$89,959	\$89,959	
South Africa	\$0	\$91,939 ¹	
Staff Assessment Levy	\$93,300	\$94,916	1.7%
Carryover from previous year	\$219,096	\$290,496	32.6%
Withdrawal from savings	\$122,000	\$0	-100.0%
Interest on investments	\$32,000	\$56,100	75.3%
TOTAL GROSS INCOME	\$2,543,377	\$2,518,493	-1.0%

¹ South Africa's contribution is not added to the total contributions from Members for the 2016 revised budget, because it becomes an advance for other Members to their contributions for a future year in accordance with the Financial Regulations in relation to Members that join after approval of the budget.

EXPENDITURE	2016 APPROVED BUDGET	2016 Expenditure to date	<i>Forecast Remaining Expenditure¹</i>	2016 REVISED BUDGET	% variation
ANNUAL MEETINGS - (EC)(CC)	\$250,600	\$73,599.25	\$119,700	193,299	-22.9
Independent chairs	\$39,300	11,739	25,200	36,939	-6.0
Interpretation costs	\$52,100	6,868	42,000	48,868	-6.2
Hire of venue & catering	\$55,800	19,049	10,500	29,549	-47.0
Hire of equipment	\$42,500	15,072	18,600	33,672	-20.8
Translation/of meeting documents	\$10,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$50,900	20,872	23,400	44,272	-13.0
EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE	\$214,700	\$94,678.03	\$80,700	175,378	-18.3
Interpretation costs	\$42,900	7,284	35,400	42,684	-0.5
Hire of venue & catering	\$22,600	10,259	3,400	13,659	-39.6
Hire of equipment	\$18,000	7,056	6,900	13,956	-22.5
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$93,500	41,242	34,000	75,242	-19.5
Translation of meeting documents	\$1,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$36,700	28,838	1,000	29,838	-18.7
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$83,677	\$53,579.05	\$12,600	66,179	-20.9
Compliance Committee WG Meeting	\$60,377	44,976	0	44,976	-25.5
OMMP Technical Meeting	\$23,300	8,604	12,600	21,204	-9.0
SCIENCE PROGRAM	\$771,100	\$721,023.00	\$97,600	773,174	0.3
Operating Model/Management Strategy Development	\$8,100	\$0	0	0	-100.0
Development of the CPUE series	\$4,300	\$74	1,000	1,074	-75.0
Tagging program coordination	\$1,000	\$0	1,000	1,000	0.0
Scientific Aerial Survey	\$461,300	\$461,300	0	461,300	0.0
Pilot Gene Tagging Project	\$204,000	\$168,000	36,000	204,000	0.0
Close-kin genetics	\$77,000	\$38,500	38,500	77,000	0.0
Aging Indonesian Otoliths	\$15,400	\$7,700	7,700	15,400	0.0
Participation of ERSWG Chair in joint EBFM meeting	\$0	\$0	13,400	13,400	-
SPECIAL PROJECTS	\$34,000	\$45,449	80,600	126,049	270.7
Quality Assurance Review	\$34,000	\$24,100	30,600	54,700	60.9
China Market Research	\$0	\$21,349	50,000	71,349	-
SECRETARIAT COSTS	\$1,040,700	\$665,012.03	\$368,200	1,033,212	-0.7
Secretariat staff costs	\$694,300	\$444,509	254,400	698,909	0.7
Staff assessment levy	\$93,300	\$62,516	32,400	94,916	1.7
Employer social security	\$128,600	\$73,756	48,100	121,856	-5.2
Insurance -worker's comp/travel/contents	\$12,800	\$8,979	3,400	12,379	-3.3
Travel/transport	\$25,700	\$25,511	200	25,711	0.0
Translation of meeting reports	\$26,000	\$0	26,000	26,000	0.0
Training	\$2,000	\$453	1,500	1,953	-2.4
Home leave allowance	\$13,000	\$6,355	1,000	7,355	-43.4
Other employment expenses	\$3,100	\$1,034	1,200	2,234	-27.9
Staff liability fund (accumulating)	\$41,900	\$41,900	0	41,900	0.0
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$148,600	\$90,592.75	\$46,900	137,493	-7.5
Office lease and storage	\$61,300	\$44,690	15,200	59,890	-2.3
Office costs	\$72,400	\$43,977	20,600	64,577	-10.8
Provision for new/replacement assets	\$6,200	\$0	6,500	6,500	4.8
Telephone/communications	\$8,700	\$1,926	4,600	6,526	-25.0
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,543,377	1,698,484	806,300	2,504,784	-1.5

¹ These estimates are rounded up to the nearest \$100.

DRAFT GENERAL BUDGET for 2017

	APPROVED 2016 BUDGET	REVISED 2016 BUDGET	APPROVED 2017 BUDGET
INCOME			
Contributions from members	\$2,076,981	\$2,076,981	\$2,283,703
Japan	\$624,880	\$624,880	\$669,146
Australia	\$624,880	\$624,880	\$669,146
New Zealand	\$183,606	\$183,606	\$188,641
Korea	\$196,849	\$196,849	\$203,061
Fishing Entity of Taiwan	\$196,849	\$196,849	\$203,061
Indonesia	\$159,958	\$159,958	\$162,890
European Union	\$89,959	\$89,959	\$86,669
South Africa ¹	\$0	\$91,939	\$101,089
Staff Assessment Levy	\$93,300	\$94,916	\$101,600
Carryover from previous year	\$219,096	\$290,496	\$13,708
Voluntary contributions from Members²	\$0	\$0	\$284,589
Withdrawal from savings	\$122,000	\$0	\$283,000
Interest on investments	\$32,000	\$56,100	\$28,000
TOTAL GROSS INCOME	\$2,543,377	\$2,518,493	\$2,994,600

¹ South Africa's contribution is not added to the total contributions from Members for the 2016 revised budget, because it becomes an advance for other Members to their contributions for a future year in accordance with the Financial Regulations in relation to Members that join after approval of the budget.

² The voluntary contributions in 2017 comprise AU\$170,000 for the Pilot Gene Tagging Project from Australia, and 80,000 euros for Gene Tagging from the European Union.

EXPENDITURE	APPROVED 2016 BUDGET	REVISED 2016 BUDGET	APPROVED 2017 BUDGET
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$250,600	\$193,299	\$147,600
Independent chairs	\$39,300	\$36,939	\$45,200
Interpretation costs	\$52,100	\$48,868	\$59,700
Hire of venue & catering	\$55,800	\$29,549	\$0
Hire of equipment	\$42,500	\$33,672	\$2,500
Translation of meeting documents	\$10,000	\$0	\$10,000
Secretariat expenses	\$50,900	\$44,272	\$30,200
SC/ESC Meeting	\$214,700	\$175,379	\$208,000
Interpretation costs	\$42,900	\$42,684	\$51,600
Hire of venue & catering	\$22,600	\$13,659	\$14,500
Hire of equipment	\$18,000	\$13,956	\$14,700
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$93,500	\$75,242	\$104,700
Translation of meeting documents	\$1,000	\$0	\$1,000
Secretariat expenses	\$36,700	\$29,838	\$21,500
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$83,677	\$66,179	\$192,000
Ecologically Related Species WG Meeting	\$0	\$0	\$117,900
Compliance Committee WG Meeting	\$60,377	\$44,976	\$0
OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional)	\$0	\$0	\$58,400
OMMP Technical Meeting (1 day, prior to ESC)	\$23,300	\$21,204	\$15,700
SCIENCE PROGRAM	\$771,100	\$773,174	\$1,134,000
Intersessional OM/MP Maintenance & Development	\$8,100	\$0	\$7,700
Development of the CPUE series	\$4,300	\$1,074	\$3,600
Tagging program coordination	\$1,000	\$1,000	\$1,000
Scientific Aerial Survey	\$461,300	\$461,300	\$454,500
Pilot Gene Tagging Project	\$204,000	\$204,000	\$204,000
Long-Term Gene Tagging Project	\$0	\$0	\$340,000
Close-kin genetics	\$77,000	\$77,000	\$70,000
Aging of Indonesian Otoliths	\$15,400	\$15,400	\$44,800
Participation of ERSWG Chair in tRFMO WG meetings	\$0	\$13,400	\$8,400
SPECIAL PROJECTS	\$34,000	\$126,049	\$45,000
Quality Assurance Review	\$34,000	\$54,700	\$33,600
Study on improved data collection systems	\$0	\$0	\$0
Market Research	\$0	\$71,349	\$0
Website enhancements	\$0	\$0	\$1,400
Compliance assistance	\$0	\$0	\$10,000

EXPENDITURE	APPROVED 2016 BUDGET	REVISED 2016 BUDGET	APPROVED 2017 BUDGET
SECRETARIAT COSTS	\$1,040,700	\$1,033,212	\$1,122,800
Secretariat staff costs	\$694,300	\$698,909	\$748,200
Staff assessment levy	\$93,300	\$94,916	\$101,600
Employer social security	\$128,600	\$121,856	\$138,200
Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$12,800	\$12,379	\$13,000
Travel/transport	\$25,700	\$25,711	\$25,500
Translation of meeting reports	\$26,000	\$26,000	\$29,000
Training	\$2,000	\$1,953	\$2,000
Home leave allowance	\$13,000	\$7,355	\$2,000
Other employment expense	\$3,100	\$2,234	\$3,200
Recruitment expenses	\$0	\$0	\$0
Staff liability fund (accumulating)	\$41,900	\$41,900	\$60,100
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$148,600	\$137,493	\$145,200
Office lease and storage	\$61,300	\$59,890	\$61,900
Office costs	\$72,400	\$64,577	\$70,500
Provision for new/replacement assets	\$6,200	\$6,500	\$6,500
Telephone/communications	\$8,700	\$6,526	\$6,300
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,543,377	\$2,504,785	\$2,994,600

2017-2019 年における ESC 作業計画

Activity 活動	2017	2018	2019
標識回収努力の継続	有	有	有
科学航空目視調査	有	未定 ¹	未定 ¹
遺伝子標識放流プロジェクト	放流 2, 再捕 1	最初の 推定値、 放流 3, 再捕 2	2 回目の 推定値、 放流 4, 再捕 3
近縁遺伝子サンプル収集の継続	有	有	有
未処理サンプルを蓄積させないための 近縁遺伝子サンプル処理の継続	有	有	有
インドネシアの耳石年齢査定の継続	有	有	有
成熟度ワークショップ	有 ²	-	-
年齢査定較正ワークショップ	有 ²	-	-
定期的な OMMP コードメンテナンス/ 開発	有	有	有
CPUE ウェブ会合	有	有	有
定期的な科学データ交換	有	有	有
休会期間中の OMMP 会合 (6/7 月) <ul style="list-style-type: none"> 休会期間中の MP 開発 2017 年資源評価に関する作業の 継続 資源評価及び MP への「新たな」 加入量推定値の取り入れ 	有	有 (2017 年 の評価作業 は除く)	有 (必要に応 じて)
非公式 OMMP 技術ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ESC 前に技術的作業を実施する 時間を確保するため、ESC 直前 の 1 日に開催。報告書なし 	有	有	有 (必要に応 じて)
ESC 会合 <ol style="list-style-type: none"> 資源評価及び近縁遺伝子による 推定値のレビュー (2017 年) 定期的な指標のレビュー メタルール及び例外的状況の評 価 SRP 活動の結果のレビュー 新たな MP の開発 	有	有	有
他 RFMO への SBT 資源状況報告書の提 供	有	有	有

¹ 現時点では未定である。² 予算上の制約から、これらのワークショップにかかる資金は CCSBT を通じてではなくメン
バーから直接拠出される予定である。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 11 回遵守委員会会合報告書

2016 年 10 月 6 - 8 日
台湾、高雄

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 21 回科学委員会会合報告書

2016年9月10日

CCSBT 補助機関の議長に関する取決めの合理化

背景

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）は、付属書 1 のとおり多数の補助機関を有している。それぞれの役割の性質上、各補助機関における議長に関する取決めは異なったものとなっている。CCSBT 22 において、拡大委員会は、CCSBT の全補助機関の議長の任命手続き及び在任期間に関する共通基準を策定することに合意した。オーストラリアは、全補助機関の議長にかかるより一貫性のある取決めの草案作成を申し出た。本文書は、科学委員会及び拡大科学委員会に関する取決め案に関する CCSBT 回章 # 2016-046 を元に作成したものである。

議長に関する取決めの現状及び提案

補助機関の議長は、雇用状況又は国籍にかかわらず、常に独立的にふるまうことが期待されている。現在における CCSBT 補助機関の議長に関する取決め及び将来的な取決めのオプション案を下表に示す。提案したオプションが、委員会に対して新たな費用負担を生じさせることはない。

補助機関

科学委員会及び拡大科学委員会（回章 #2016-046 に示した概要のとおり）

（現在の契約は 2017 年 5 月 10 日まで）

	現状	提案
任命権者	CCSBT 条約は「科学委員会は、科学委員会及び拡大科学委員会の議長を選出する」としているが、実際は拡大委員会がこれを任命している	拡大委員会
任期	2 年として運用	3 年
再任	制限なし	2 回まで
独立性	1999 年の委員会において、SC/ESC 議長はメンバーの国民あるいは永住者、又は、1989 年 12 月 31 日以降にメンバーのために働いたことがある者であってはならない（ただし、メンバーが資格のある個人であるとのコンセンサスに達した場合を除く）ことに合意した。現状はこれから逸脱している。	議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。
参照情報	契約書、 条約 、 CCSBT 6 第一部	補助機関の付託事項

遵守委員会

(現在の契約は 2017 年 10 月 16 日まで)

	現状	提案
任命権者	拡大委員会が議長を任命	拡大委員会
任期	2 年	3 年
再任	2 回まで	2 回まで
独立性	独立	議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。
参照情報	遵守委員会付託事項	補助機関の付託事項

生態学的関連種作業部会

(現在の契約は 2017 年 3 月まで)

	現状	提案
任命権者	拡大委員会が議長を任命	拡大委員会が議長を任命
任期	少なくとも 2 回の ERSWG 会合	少なくとも 2 回の ERSWG 会合 (通常、会合が 18-24 か月ごとに開催されることに留意)
再任	規定なし	2 回まで
独立性	独立	議長は、任命の時点において、又は契約期間を通じて CCSBT メンバー国政府の公務員であってはならない。ただし、メンバーがメンバー国の国民である個人を選任することについてコンセンサスに達した場合を除く。
参照情報	CCSBT17 報告書パラ 39 + 契約書	補助機関の付託事項

遵守委員会作業部会

(現在の契約は 2017 年 10 月 16 日まで)

	現状	提案
任命権者	遵守委員会議長としての契約のとおり、対応可能な場合は遵守委員会議長が遵守委員会作業部会の議長を務める。	遵守委員会議長としての契約のとおり、対応可能な場合は遵守委員会議長が遵守委員会作業部会の議長を務める。
任期	遵守委員会議長と同様	遵守委員会議長と同様
再任	遵守委員会議長と同様	遵守委員会議長と同様
独立性	遵守委員会議長と同様	遵守委員会議長と同様
参照情報	補助機関の付託事項	補助機関の付託事項

財政運営委員会

	現状	提案
任命権者	付託事項は「議長は財政運営委員会により選出される」こととしているが、実際は拡大委員会が財政運営委員会の前 に選出している。	拡大委員会が、財政運営委員会 の前に選出する。
任期	規定なし	各年
再任	規定なし	可（再任の制限なし。拡大委員 会が会合の都度、議長選出に合 意することに留意）
独立性	規定なし	メンバー国の代表団員も可
参照情報	補助機関の付託事項	補助機関の付託事項

戦略・漁業管理作業部会

	現状	提案
任命権者	主催国が議長を務める形で運 用されているが、これに関す る明確な規定はない	拡大委員会が別の決定を行わな い限り、開催国が議長を任命す る
任期	規定なし	会合ごと
再任	規定なし	可（再任回数 の制限なし。拡大 委員会 が別の決定を行う可能性 があることに留意）
独立性	規定なし	メンバー国の代表団員も可
参照情報	CCSBT15 報告書別紙 15	補助機関の付託事項

技術作業部会

独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める単位漁獲努力量あたり漁獲量に関する作業部会、及びオペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合は、拡大科学委員会に付属する高度に技術的な作業部会である。これらの作業部会は、CCSBTの条約の下に設立されたものではなく、また拡大委員会によって設置されたものでもない。これらの作業を進めるに当たっての独立科学諮問パネルの関与は、拡大科学委員会のプロセスにおいて極めて重要であった。本文書では、これら二つの作業部会についてはその他の補助機関とは分けており、それぞれの議長に関する取決めにかかる変更提案は行わない。

単位漁獲努力量あたり漁獲量に関する作業部会

	現状
議長	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める
任期	定められていない
再任	定められていない
独立性	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める

オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合

	現状
議長	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める
任期	定められていない
再任	定められていない
独立性	独立科学諮問パネルのメンバーが議長を務める

任命プロセス

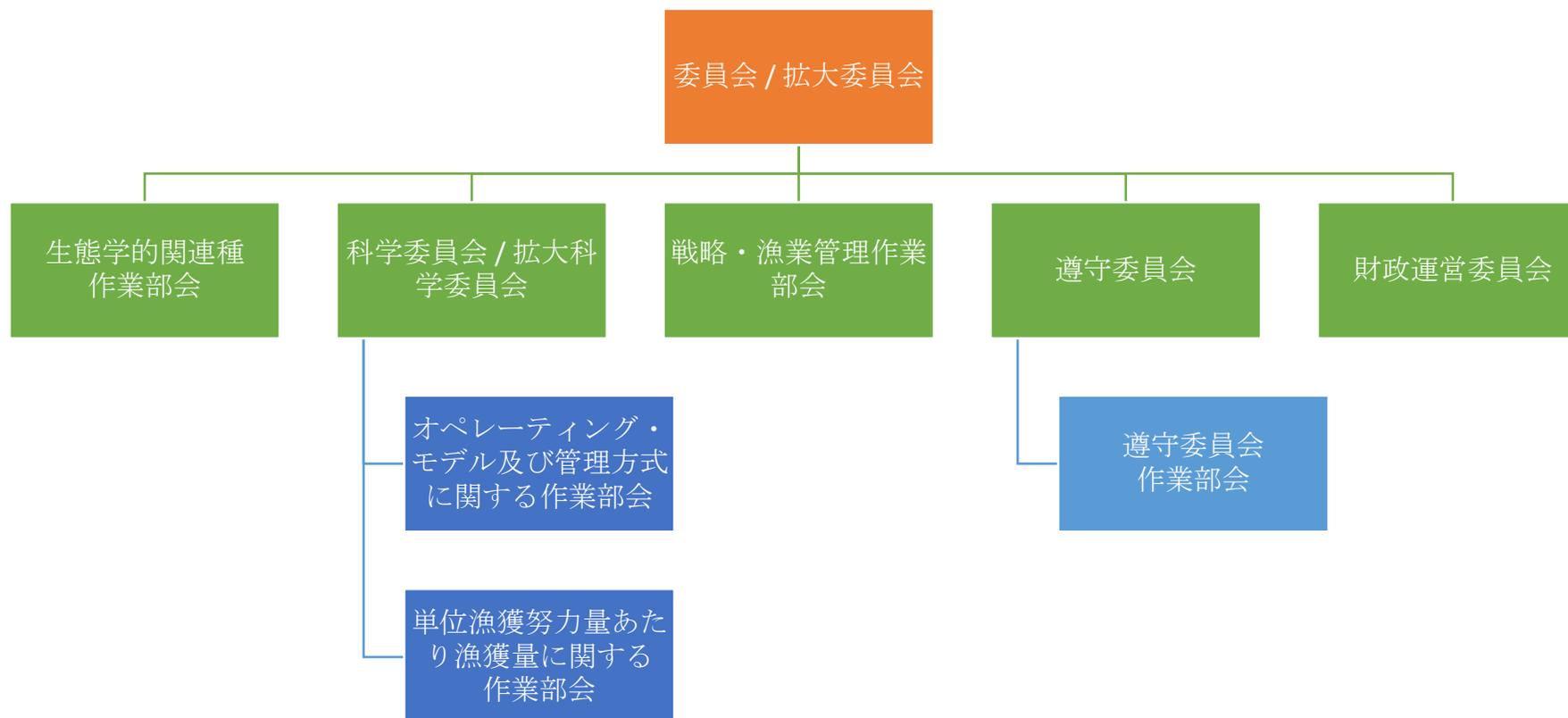
回章 #2016-046 に概要を示したとおり、同様の会合（すなわち遵守委員会、生態学的関連種作業部会）に関しては以下の任命プロセスを利用し得る。

1. 事務局が、回章を通じて（又は必要な場合は会合において）プロセス及び時期を確認する
2. 事務局が、回章を通じて（及び適当な場合は公募により）候補者を求める
3. 事務局が、メンバーによるランク付けを受けるため、候補者の応募書類を配布する
4. 事務局が、投票を集計する
5. 当選者が特定される
6. メンバーが、当選者にかかる通知を受領する

合意された変更に関する記録

現在の [CCSBT 補助機関の付託事項](#) は、遵守委員会、生態学的関連種作業部会及び常設財政運営委員会の付託事項及び議長に関する取決めのみを詳述したものとなっている。本文書については、将来的に参照しやすいよう、合意された議長に関する取決めに記録するための適当かつ利用しやすい文書とする。

CCSBT 補助機関の構成



大型流し網漁業に関する決議

(第23回委員会年次会合 (2016年10月10-13日) において採択)

みなみまぐろ保存委員会に付属する拡大委員会は、

公海における大型流し網漁業の全面的停止に関する国際連合総会 (UNGA) 決議 46/215 を想起し、

多数の船舶が、引き続き、みなみまぐろ漁業に影響を及ぼす公海流し網漁業に従事していることに留意し、

公海においてみなみまぐろを漁獲、捕獲又は収穫することが合理的に想定される形で大型流し網を用いて操業するすべての船舶は、CCSBTの保存管理措置の有効性を低下させる可能性が高いことを懸念し、みなみまぐろの保存のための条約第8条パラグラフ3(b)に従い、以下のとおり合意する。

1. 公海においてみなみまぐろを漁獲、捕獲又は収穫することが合理的に想定される形での大型流し網¹の使用は、これを禁止する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、同国の漁船がこの決議のパラグラフ1に違反して大型流し網を使用することを禁止するために必要なあらゆる措置をとるものとする。
3. この決議は、メンバー及び協力的非加盟国が、大型流し網の規制に関してより強力な措置をとることを何ら妨げるものではない。

¹ 「大型流し網」とは、海面又は海中を漂流させることにより魚を巻き込み、刺し込ませ、又は絡ませるための全長2.5キロメートル以上の刺網又はその他の網又は網の組み合わせとして定義される。

みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が
推測される船舶のリストの設立に関する決議
(第23回委員会年次会合（2016年10月10-13日）において改正)

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）に付属する拡大委員会は、

FAO 理事会が 2001 年 6 月 23 日に違法、無報告、無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画（IPOA-IUU）を採択し、この計画が、違法、無報告、無規制（IUU）活動に関与した船舶の特定について、合意された手続きに従い、及び公正、透明かつ差別的でない方法が適用される必要があると規定していることを想起し、

拡大委員会が、2011 年 10 月の第 8 回年次会合において CCSBT 遵守計画を採択したことを想起し、

みなみまぐろ（SBT）の IUU 漁業活動が、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させている事実を懸念し、

関連する CCSBT の措置の下で旗国又は主体に適用されたその他の措置を侵害することなく、漁船に関する対策を適用することにより IUU 漁業の増加という課題に対処することを決意し、

この課題に対応するため、他の全てのまぐろ類漁業管理機関において行動が開始されていることを考慮し、

IUU 漁業活動を行っている漁船の問題に優先的に取り組む必要があることを認識し、

IUU 漁業を防止し、抑止し、根絶するための努力が、世界貿易機関（WTO）協定において設立された権利義務を含め、全ての関連する国際漁業条約を踏まえ、及びその他関連する国際法に基づき対処されなければならないことに留意し、

条約の目的の実現に悪影響を与え得る、CCSBT に加盟していないあらゆる国又は主体の国民、居住者又は漁船によるみなみまぐろ漁業活動の抑止のため、メンバーが国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力するよう求めている条約第 15 条第 4 項を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3(b)に従い、以下のとおり合意する。

SBT IUU 漁業活動の定義及び CCSBT IUU 船舶リスト

1. 拡大委員会は、毎年、年次会合において、条約及び実施されている CCSBT の措置の有効性を弱体化させる方法で SBT の漁業活動を行った船舶を特定することとされている。拡大委員会は、この決議（又はその後の改正）により設定された手続き及び基準に従い、そのような船舶のリスト（CCSBT の IUU 船舶リスト）を作成し、必要に応じて後年これを改正するものとする。
2. 毎年、プロセスの一環として、最初に、メンバー/協力的非加盟国（CNM）から受領した情報、及び委員会手続規則の規則 6 (5) に基づく拡大委員会による同意がある場合には事務局長が利用できるその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により IUU 船舶リスト案が作成されるものとする。その後、遵守委員会（CC）は、当初の IUU 船舶リスト案及び当該リスト案に掲載された船舶に関して提供された全ての情報に基づき、暫定 IUU 船舶リスト案を採択するものとする。また、CC は、現行の CCSBT の IUU 船舶リスト案について検討するとともに、適切な場合には当該リストから船舶を削除するよう勧告できるものとする。最終的に、拡大委員会は、暫定 IUU 船舶リスト及び現行の CCSBT IUU 船舶リストを修正するための CC による全ての勧告の両方を考慮した上で、最終的な CCSBT IUU 船舶リストを採択するものとする。CCSBT IUU 船舶リストの定義は付属書 I のとおりである。
3. この決議の目的のため、特にメンバー又は CNM が以下のような船舶にかかる適切に文書化された証拠を提示した場合、当該漁船は SBT の IUU 漁業活動に関与したものと推測される。
 - a. SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない、又は；
 - b. SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った、又は；
 - c. CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した、又は；
 - d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は；
 - e. 沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害するこ

となく SBT を漁獲した、又は；

- f. 転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した。

いわゆる SBT の IUU 漁業活動に関する情報

- 4. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。その際、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式（付属書Ⅱ）を用いるものとする。
- 5. 本リスト及び証拠は、特に、メンバー及び CNM により、以下に限らず全ての関連する情報源から収集された情報に基づくものとする。
 - a) 時々採択及び改正された CCSBT の関連決議；
 - b) 船舶検査に関するメンバー及び CNM による報告；
 - c) 実施中の CCSBT 保存管理措置に関するメンバー及び CNM による報告；
 - d) 国連食糧農業機関（FAO）データ、統計及び CDS 文書、及びその他国内又は国際的に検証可能な統計といった関連する貿易統計に基づいて得られた漁獲及び貿易情報；及び
 - e) 寄港国又は主体から及び/又は漁場において得られたその他全ての情報であって適切に文書化された情報。
- 6. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。船舶が IUU 船舶リスト案に掲載され、かつそれがメンバー又は CNM により提案されたものでない場合、事務局長は、可能な限り速やかに、関連する旗国又は主体に対して、このリストへの船舶の掲載について通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

- 7. 事務局長は、パラグラフ 4 に従って受領した情報及び入手可能なその他全ての適切に文書化された情報に基づき、IUU 船舶リスト案を作成

するものとする。このリストは、**付属書Ⅲ**に準拠して作成されるものとする。事務局長は、このリストを、休会期間中の全ての改正を含む現行の IUU 船舶リスト及び提供された全ての補助的な証拠とともに、全てのメンバー及び CNM、またこれらのリストに船舶が含まれている非協力的非加盟国 (NCNM) に対して、少なくとも CC 年次会合の 10 週間前までに通知するものとする。

8. 事務局長は、船舶の所有者に対し、IUU 船舶リスト案への掲載及び拡大委員会により採択された CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載の確定から生じる結果について通知するよう、旗国又は主体に要請するものとする。
9. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。
10. IUU 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、パラグラフ 22 の記載に沿って適切に文書化された情報 (リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの) を含め、何らかのコメントを通知するものとする。
11. パラグラフ 7 及び 10 に準拠して受領した情報に基づき、事務局長は、全てのメンバー及び CNM に対し、IUU 船舶リスト案及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストを、パラグラフ 10 に準拠して提出された全ての適切に文書化された情報とともに、CC 会合文書として CC 会合の 4 週間前までに回章するものとする。
12. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。事務局長は、CC 年次会合の直前に、提供された全ての証拠とともに当該情報を回章するものとする。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

13. CC は、毎年、IUU 船舶リスト案及び現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 7、11 及び 12 で言及された情報について検討するものとする。
14. CC は、旗国又は主体が以下について証明した場合、IUU 船舶リストから船舶を削除するものとする：
 - a) 当該船舶が、パラグラフ 3 に記載されたいかなる SBT の IUU 漁業活動にも参加していなかった、又は

- b) 問題になっているSBTのIUU漁業活動に対する効果的な行動（特に、起訴及び/又は適切な重度の制裁金の賦課など）がとられた。メンバー及びCNMは、それぞれの船籍を有する船舶によるCCSBT保存管理措置の遵守を促進するための全ての行動及び措置を報告しなければならない。

15. この検討を踏まえ、CCは以下を行うものとする：

- a) IUU 船舶リスト案及びパラグラフ 7、11 及び 12 に従って回章された証拠に関する検討を踏まえ、**付属書Ⅲ**に準拠し、暫定 IUU 船舶リストを採択する。
- b) 現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 10 及び 12 に従って回章された情報及び証拠の検討を踏まえ、CCSBT の現行 IUU 船舶リストから削除されるべき船舶がある場合には、これを拡大委員会に勧告する。

CCSBT IUU 船舶リスト

16. 拡大委員会は、その年次会合において、暫定 IUU 船舶リストに掲載された船舶に関する適切に文書化された全ての新たな情報、及び上記パラグラフ 15 に従って行われた CCSBT の現行 IUU 船舶リストの改正にかかる全ての勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューするものとする。その後、拡大委員会は、CCSBT の新たな IUU 船舶リストを採択するものとする。

17. CCSBTの新たなIUU船舶リストの採択に関して、CCSBTのIUU船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM及びNCNMは、以下を要請される。

- a) CCSBTのIUU船舶リストへの船舶の掲載、及びパラグラフ18で言及されているように、CCSBTのIUU船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。
- b) これらのIUU漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとること。また、この点においてとった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。

18. メンバー及びCNMは、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNMが国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。

- a) 当該船舶にかかる一切のSBT漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。

- b) 旗を掲げた漁船が、CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。
 - c) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - d) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - e) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。
 - f) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくはCNMが、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することがIUU漁業にはつながらないと判断した場合を除く。
 - g) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶からのSBTが、水揚げされ、畜養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。
 - h) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶からのSBTにかかる虚偽のCDS文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及びCNMと交換すること。
19. 事務局長は、全ての適切な機密性要件に適合させつつ、CCSBTウェブサイトへの掲載といった電子的な手段を通じて、CCSBTにより採択されたCCSBTのIUU船舶リストを周知徹底するために必要なあらゆる措置をとるものとする。また、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、IUU漁業を防止、抑止、根絶するためのCCSBTとこれらの機関との協力の促進を目的として、CCSBTのIUU船舶リストを通知するものとする。

相互掲載

20. 拡大委員会は、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類地域漁業管理機関及び関連する機関の IUU 船舶リストとの相互掲載を検討することができる。

貿易措置/制裁

21. メンバー及び CNM は、旗国又は主体及び沿岸国又は主体の適切な WTO 上の義務を含む国際法に合致した適切な措置をとる権利を侵害することなく、パラグラフ 7 及び 15 に基づき一時的に IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リスト案に掲載された船舶、又はパラグラフ 14 又は 16 又は 22-26 に基づき IUU 船舶リスト案、暫定 IUU 船舶リスト案又は現行の IUU 船舶リストから既に削除された船舶に対し、そうした船舶が SBT の IUU 漁業活動に関与していたことを理由に、一方的な貿易措置又はその他の制裁措置をとってはならない。

CCSBT の IUU 船舶リストからの削除

22. CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 又は NCNM は、遵守委員会を通じて、又は休会期間中のいつ何時でも以下を証明する適切に文書化された情報を事務局長に提出することにより、リストからの船舶の削除を要請することができる。
 - a) 当該船舶に全ての CCSBT 保存管理措置を遵守させる措置が導入されている。
 - b) 当該船舶、特に当該船舶による SBT 漁業活動のモニタリング及び管理に関する責任を有効に果たし続ける責務を負う。
 - c) 以下のうち 1 つ以上。
 - i) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶により行われた SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な措置（起訴又は適切な重度の制裁金の賦課等）がとられている。
 - ii) 当該船舶の所有者が変更され、新所有者が、旧所有者と法的、金銭的に又は当該船舶の所有権又はこれの管理権の行使について何ら関係がないこと、及び新所有者が SBT の IUU 漁業活動に関与していないことを証明できる。
 - iii) SBT の IUU 漁業活動を行った船舶に関する件について、最初に当該船舶のリスト掲載を提起したメンバー/CNM 及び関連する旗国又は主体が納得して解決される。

23. パラグラフ 22 に従って受領した情報に基づき、CCSBT の事務局長は、削除要請の通知から 15 日以内に、各メンバーに対して、全ての補助的な情報とともに当該削除要請を電子的に通知するものとする。
24. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、パラグラフ 23 に記載された事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBTIUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。船舶の削除要請にかかる休会期間中の全ての決定は、みなみまぐろ保存委員会手続き規則の規則 6(5)に従って決定されるものとし、返答がない場合は要請を支持したものと見なされる。
25. 事務局長は、全てのメンバー及び CNM 及び CCSBT の IUU 船舶リストから船舶の削除を要請した全ての NCNM に対し、決定の結果を連絡するものとする。
26. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの船舶の削除に合意する場合、事務局長は、CCSBT のウェブサイト上で公開されている CCSBT の IUU 船舶リストから関連する船舶を削除するために必要な措置をとるものとする。さらに、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、当該船舶の削除の決定を通知するものとする。
27. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの削除要請に合意しない場合、当該船舶は、遵守委員会におけるさらなる検討に付されるものとし、事務局長は、メンバー、CNM 及び削除要請を行った全ての NCNM に対してその旨情報提供するものとする。

付属書 I : CCSBT の IUU 船舶リストの定義

全ての CCSBT の IUU 船舶リストの様式は、**付属書 III** に従わなければならない。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

このリストは、パラグラフ 7 に従い、また、メンバー及び CNM から、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式 (**付属書 II**) により提出された情報及び当年及び/又は前年中に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶に関するその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により作成される。その後、このリストは、遵守委員会により毎年精査される。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

このリストは、IUU 船舶リスト案から作成される。

このリストは、遵守委員会が IUU 船舶リスト案の検討を完了し、関連する証拠が回章され、及びリスト案に対する全ての適切な改正が行われた時に作成される。

現行の CCSBT の IUU 船舶リスト

このリストは、合意された暫定 IUU 船舶リストと、現行の CCSBT の IUU 船舶リストを組み合わせられた検討により作成される。

拡大委員会は、その年次会合において、暫定リストに掲載されている船舶に関する全ての新たな適切に文書化された情報、及び CC により作成された現行の CCSBT の IUU 船舶リストにかかる全ての修正勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューする。このプロセスは、拡大委員会により合意及び採択された CCSBT の IUU 船舶リストを、現行の CCSBT の IUU 船舶リストとするためのものである。

現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、パラグラフ 20 に基づく他の RFMO との相互掲載による追加及び/又は削除、又はパラグラフ 22 から 27 に基づくメンバー/CNM/NCNM からの要請を通じて、休会期間中に改正され得る。

付属書Ⅱ：SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式

1.船舶の詳細

- a 現在の船名（もしあれば、旧船名）
- b 現在の旗（もしあれば、旧旗）
- c 最初にCCSBTのIUU船舶リストに掲載された日付（該当する場合）
- d ロイド、IMO及びUUI番号（可能な場合）
- e 写真（もしあれば）
- f コールサイン（もしあれば、旧コールサイン）
- g 所有者/受益権所有者（もしあれば、旧所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- h 操業者（もしあれば、旧操業者）
- i 船長/漁労長の氏名及び国籍
- j SBTのIUU漁業活動が疑われる日付
- k SBTのIUU漁業活動が疑われる位置（可能な限り正確に特定）¹（可能な場合）
- l SBTのIUU活動の疑いの概要（詳細はセクション2を参照）
- m SBTのIUU漁業活動に関して実施されたと考えられる全ての措置の概要
- n 実施された措置の結果

¹緯度/経度、地理的な位置の名称及び/又は CCSBT 統計海区番号等が考えられる。

2. CCSBT 決議事項違反の詳細

決議のパラグラフ 3 の各事項について、これに違反した場合は「X」を記入し、日付、位置及び情報源といった詳細情報を提供する。追加情報は、必要に応じて別紙として提供できる。また、セクション 3 の下に列記できる。

参照 パラ	SBTのIUU漁業活動	記載
3a	SBTを漁獲したが、メンバー又はCNMによりSBTを漁獲することを許可されていない	
3b	SBTの漁獲又はCCSBT報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った	
3c	CCSBT保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した	
3d	CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は	
3e	沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又はSBT漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなくSBTを漁獲した	
3f	転載、補給又は給油、その他全てのCCSBTの保存管理措置に反するSBT漁業活動に従事した	

3. 関連文書

関連する添付書類（乗船報告書、裁判記録及び写真等）をここに列記すること。

付属書Ⅲ：全てのCCSBTのIUU船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報

案、暫定及び現行のCCSBTのIUU船舶リストは、可能であれば、以下の詳細を含むものとする。

- i) 船舶の名称及びもしあれば旧名称
- ii) 船舶の旗及びもしあれば旧旗
- iii) 船舶の所有者及びもしあれば旧所有者（受益権所有者を含む）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- iv) 船舶の操業者及びもしあれば旧操業者
- v) 船舶のコールサイン及びもしあれば旧コールサイン
- vi) 可能な場合、ロイド/IMO及びUVI番号
- vii) 可能な場合、船舶の写真
- viii) 当該船舶が最初にCCSBTのIUU船舶リストに掲載された日付
- ix) 当該船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要及び全ての関連する補助文書及び証拠
- x) もしあれば、当該船舶のすべての関連する現認の日付及び位置
- xi) 当該船舶により行われたCCSBT保存管理措置に違反する全ての関連活動の概要（もしあれば）